第4編　震災対策編
地震災害対策計画

第1章　災害予防計画

第1節　地震災害に強いまちづくりの推進

災害予防計画は、地震･震災の発生に備え、本市の都市計画及び公共事業等を実施するに当たり、市街地の防災化を推進するとともに、防災知識の普及と防災体制の確立を図り、地震･震災による被害を最小限に防止するために必要な事項を定めるものです。

市民と行政が一体となって平常時から防災について取り組み、地震･震災に強いまちづくりを進めます。

■主な実施担当　　土木 ・ 建設班
■防災関係機関等　浜田県土整備事務所 ・ 国土交通省浜田河川国道事務所

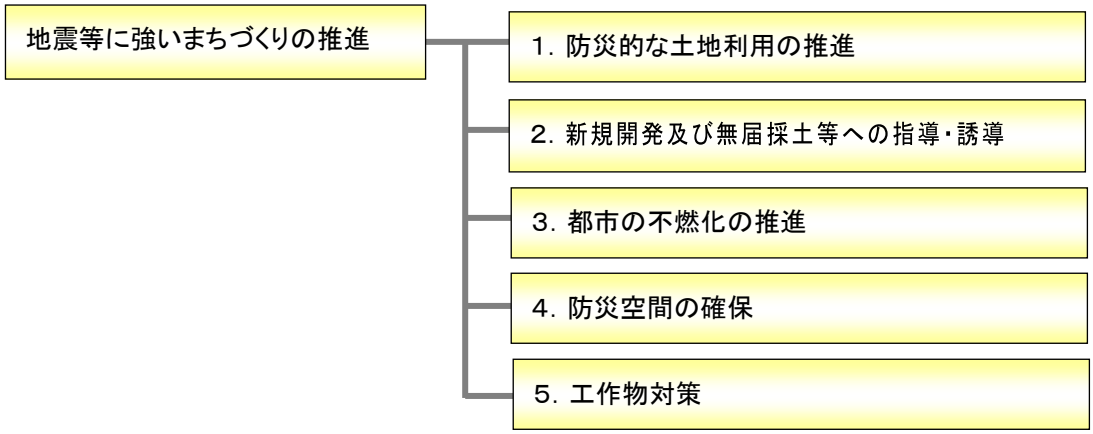

1．防災的な土地利用の促進

土地の開発をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、地震・震災に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

（１）土地区画整理事業

既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れや、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われてスプロール化が進行している箇所があるが、今後も県等と連携し整備を検討していく。

2．新規開発及び無届採土等への指導・誘導

市及び県は、造成地に発生する災害の防止については、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為等の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。また、次に挙げる各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。特に、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。なお、宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるものとする。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

（１）宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第 3 条により指定された宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い災害の防止に努める。

（２）無届採土等への啓発

瓦製造の資材としての「粘土・土」の採取や建築資材としての砂採取等について、無届で行われているケースがある。こうした行為はがけ崩れや土砂の流出を招く恐れもあるため、関係団体等と連携して、届出の徹底を啓発する。

３．都市の不燃化の推進

（１）消火活動困難地域の解消

市は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

（２）延焼遮断帯等の整備

市は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

（３）消防水利・防火水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

（４）その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。また、都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

４．防災空間の確保

（１）道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの確保

ア　道路の整備

道路は、市民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時おいては緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、市内の道路については、道路補修工事実施時に、幅員の狭い道路に対しては、側溝蓋設置等のバリアフリー化や防災的な見地も加味した安全対策を計画的に促進をする。

イ　孤立集落の安全確保

集落に通ずる道路が１本しかない孤立する可能性のある集落については、接続する道路が落石・法面崩壊の対策を必要とする箇所にあることから、これらの災害防止事業を検討する。

ウ　公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園や緑地は、緑のオープンスペースとして、市民のレクリエーションやスポーツ等の場とし

て重要な役割を果たすと同時に、災害時における土砂災害防止、延焼遮断あるいは避難先として防災上重要な役割をもっている。市は、都市公園法、都市緑地保全法等に基づき、これらの都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る。

都　市　公　園　箇　所	総面積（利用可能面積）	備　　考
菰沢公園（浅利地区）	32.83ha（ 4.7ha）	広域防災の拠点となる都市公園
江津中央公園（嘉久志地区）	17.01ha（16.2ha）	広域防災の拠点となる都市公園

（２）都市防災構造化対策の推進

市は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。

また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進していく。

５．工作物対策

（１）擁壁の安全化

近年、ビルの壁面のタイル面の落下等、構造上の欠陥から建物に対する安全対策が問題になっている。建築物の擁壁道路面において擁壁を設置する場合においては設計時に安定性を考慮することになっているが、市及び県は、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施していく。

（２）屋外広告物に対する規制とパトロールの実施

ア　屋外広告物の規制と指導の強化

建築基準法等の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図るとともに、震災時の落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地等については、設置者に対する点検・指導に努める。

イ　屋外広告物の安全パトロールの実施

9 月 10 日の屋外広告物の日の前後 1 週間の内、1 日を市内一斉パトロールの日として許可広告物を対象に調査を実施する。

第2節　建築物等の予防と二次災害防止対策

地震･震災等の災害時には、災害の状況により、地震動、斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想されます。このため、建築物の安全性を確保し、災害防止対策を推進します。身を守るとりでとなる建物の安全性を公共･市民ともに向上させます。

■主な実施担当　　土木 ・ 建設班
■防災関係機関等　浜田県土整備事務所

建築物等の予防と二次災害防止対策
- 1. 防災基幹施設の安全化
- 2. 一般建築物等の安全化等
- 3. 老朽化住宅・空家対策
- 4. 市民等への意識啓発
- 5. 技術者の養成

1．防災基幹施設の安全化

第 2 編第 1 章第 2 節「建築物等の予防と二次災害防止対策」を参照。

2．一般建築物等の安全化等

市は、次のように一般建築物の不燃化、安全化等を促進する。

（1）一般建築物に対する防災指導

ア　災害危険区域内における防災指導及び建築制限

地震等による危険の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域に指定し、区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。そのほかは第 3 編第 1 章 10 節「土砂災害予防計画」を参照。

イ　危険予想地域内建築物の安全措置の指導

土砂災害危険区域を中心に、震災時によりがけ崩れ等の災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。

ウ　保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上、がけ下等）であり、または衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

（２）公共的な建築物に対する防災指導

社会福祉施設・介護施設等、要配慮者を収容している施設に対して、消防本部と連携して防火・防災指導を実施する。

（３）ブロック塀等の安全化

市は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について引き続き指導し、併せてパンフレットの配布等を実施する。

（４）窓ガラス等の落下物の安全化

市は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を実施し、窓ガラス等の落下物及び飛散によって被害を及ぼす危険性の高い市街地等については、特に指導を努める。

（５）防災上重要な建築物の耐震化

市は、防災上重要な施設の内重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等の耐震化や人的被害の防止措置の促進を図る。

このため、県、市及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、被災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

（６）不特定多数の人が利用する建築物の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める不特定多数の人が利用する建築等の耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

（７）人的被害の防止措置

県、市及び施設管理者は、多数の人が通行する道や通学路及び災害時の避難路に面して設置されている看板・建物飾りの倒壊又は落下や建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。この際、県及び市は、地震により人的被害が発生するおそれがある場合は、その管理者に対して倒壊や落下防止の措置を講ずるよう指導する。

３．老朽化住宅・空家対策

（１）空家対策

第２編第１章第２節「建築物等の予防と二次災害防止対策」を参照。

（２）老朽化した既存建築物に対する耐震診断・補強指導

第２編第１章第２節「建築物等の予防と二次災害防止対策」を参照。

４．市民等への意識啓発

市は、市民に対し、次の意識啓発を行う。

（１）建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建築物については、改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布等を実施することにより不燃化等の必要性を啓発する。特に、老朽化した建築物の改修等についての普及啓発を図る。

（２）危険地域における住宅等の安全確保のための啓発

土砂災害危険区域を積極的に開示するとともに、震災時のがけ崩れやその他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置についての理解を啓発する。

５．技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、建築士等に対して講習会を支援し、技術者の養成を図る。

（１）被災建築物応急危険度判定士の養成

建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、関係団体と連携し、県が実施する建築士等を対象とした判定士養成講習会への派遣を促し、判定士の養成に努める。

（２）被災宅地危険度判定士の養成

地震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、関係団体と連携し、県が実施する建築または土木技術者を対象とした宅地判定士養成講習会への派遣を促し、宅地判定士の養成に努める。

（３）被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定制度

判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について、県や他の市と密接な連携を取るとともに体制整備に努める。

第3節　ライフライン施設等の予防対策

震災時には、斜面崩壊等による建物損壊等の被害が予想されます。特に、都市・地域生活の根幹をなす上水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設等の施設が被害を受け機能を失うことになると、その影響は極めて大きくなることが考えられます。このため、防災計画を策定し、ライフライン施設等の防止対策を推進し、生活の基本となるライフラインの安全性を公共・事業者ともに向上させます。

■主な実施担当　　総務班　・　土木・建設班　・　上下水道班
■防災関係機関等　中国電力㈱　・　西日本電信電話㈱　・　LPガス事業者　・　その他関係機関

ライフライン施設等の予防対策
- 1. 電気施設
- 2. ガス施設
- 3. 上水道・簡易水道施設
- 4. 下水道施設
- 5. 通信施設

1．電気施設

第２編第１章第３節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

2．ガス施設

（１）ＬＰガス事業者

第２編第１章第３節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

3．上水道・簡易水道施設

市水道課は、地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進していくものとする。

（１）取水・配水施設の整備

第２編第１章第３節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

（２）水管及び配管の整備促進

第２編第１章第３節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

（３）情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の整備

第２編第１章第３節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

（４）給水装置や受水槽の安全化推進

第 2 編第 1 章第 3 節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

（５）緊急遮断弁の整備

第 2 編第 1 章第 3 節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

（６）貯水機能の強化

第 2 編第 1 章第 3 節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

４．下水道施設

震災が発生した場合、下水道施設に係る中継ポンプ場及び終末処理場への電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。

また、下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

５．通信施設

第 2 編第 1 章第 3 節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

（１）防災訓練

第 2 編第 1 章第 3 節「ライフライン施設等の予防対策」を参照。

第4節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成 8 年 7 月 18 日施行）より、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成 8 年度以降を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成しています。

島根県の場合、全県地区が対象となることから、江津市では震災予防のため、震災に対する五箇年計画を推進していくこととします。

■主な実施担当　　総務班

地震防災緊急事業五箇年計画の推進
- 1．対象地区
- 2．計画対象事業

1．対象地区

想定地震に基づき、江津市全地区とする。

2．計画対象事業

（1）施設等の整備

ア　避難地の整備

イ　避難路の整備

ウ　消防用施設の整備

エ　消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備

オ　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第 2 条第 5 項第 2 号の外かく施設、同項第 3 条のけい留施設及び同項第 4 号の臨港交通施設に限る。）または漁港施設（漁港法第 3 条第 1 項イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同法第 2 号イの輸送施設に限る。）の整備

カ　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設の整備

キ　医療法第 31 条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築または補強を要するものの整備

ク　社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するものの整備

ケ　公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築または補強を要するものの整備

コ　公立特別支援学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

サ　カからコまでに掲げるもののほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するものの整備

シ　津波により生ずる被害の発生を防止し、または軽減することにより円滑な避難を確保するため必要

な海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設または河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設の整備

ス　砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 41 条に規定する保安施設事業に係わる保安施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設または土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なものの整備

セ　地震・震災時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

ソ　地震・震災時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政用無線（戸別受信機を含む。）設備その他の施設または設備の整備

タ　地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、緒水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設または設備の整備

チ　地震・震災時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ツ　負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震・震災時における応急的な措置に必要な設備または資機材の整備

テ　老朽住宅密集市街地に係わる地震防災対策

ト　その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

（シ、ツ、テについては、現段階の計画においては事業がない）

第5節　地震時の情報の収集体制

地震の発生する可能性がある場合の避難情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

■主な実施担当　　総務班　・　情報班

地震時の情報の収集体制
- １. 地震情報等の収集体制の整備
- ２. 情報の分析整理

１．地震情報等の収集体制の整備

江津市を含む全国の観測体制は、震度情報ネットワークシステムにより整備され、地震発生後の震度情報は確実に取得できる状況になっている。今後は、これに加えて、（独）防災科学研究所の高感度地震観測網（防災科研Ｈｉ－ｎｅｔ）による情報や、文部科学省地震調査研究推進本部の基盤調査観測（基盤観測網Ｋｉｋ－ｎｅｔ）データ、気象庁等のデータを活用し、より詳細な情報取得体制を構築し、将来的には緊急地震速報（地震の初期微動（Ｐ波）を分析し、震源の位置や強いゆれ（Ｓ波）が到達する余裕時間を推定する）情報に対応すべく、観測データの活用及び観測データを活かした初動体制の充実を図る。

２．情報の分析整理

（１）分析者の確保

収集した情報を的確に分析整理するために情報処理担当者の育成を図る。

（２）分析システムの整理

平常時から地形、地質、急傾斜地、がけ崩れ危険箇所等の自然情報、土地利用、建築物、土木構造物及び人口動態などの社会情報を収集、蓄積し、総台的な防災情報を掲載したマップを作成し、より的確な応急活動を支援する。

また、要配慮者、救助に必要な民間保有資機材、井戸の分布、活用可能な人材等の情報について整理する。

第6節　職員の配備体制

災害時の効果的な応急対策をすみやかに実施できるよう、市及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備しておく必要があります。また、同時に市、県、防災関係機関相互の連携体制及び災害救助法等の円滑な運用体制を整備します。

防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要があります。

また、初動体制を迅速におこなうために職員及び防災関係機関並びに市内事業者との連携を図ります。

■主な実施担当　　総務班 ・ 人事班 ・ 援護班

職員の配備体制
- 1. 災害対策本部体制の整備
- 2. 防災中枢機能等の確保・充実
- 3. 広域応援協力体制の整備
- 4. 災害救助法等の運用体制の整備
- 5. 公的機関の業務継続性の確保

１．災害対策本部体制の整備

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

（１）初動（警戒）体制の整備

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

（２）勤務時間外の協議体制の整備

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

（３）桜江支所及び地区班の役割の明確化

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

（４）災害対策本部等の整備

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

２．防災中枢機能等の確保・充実

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

３．広域応援協力体制の整備

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

（１）市・消防本部間の相互協力体制の整備

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

（２）市・県・自衛隊の連携体制の整備

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

（３）市内防災関係機関の連携体制の整備

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

（４）広域応援拠点等の整備

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

４．災害救助法等の運用体制の整備

（１）災害救助法等への習熟

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

（２）災害救助基金の確保

第２編第１章第５節「職員の配備体制」を参照。

５．公的機関の業務継続性の確保

県、市及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、県、市及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また、県及び市は、特に、災害時の拠点となる庁舎について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第7節　情報通信連絡網の整備

震災等の災害が発生した場合には、極めて大量の情報が発生することになります。したがって、市、県及び防災関係機関は、その情報を迅速で的確に判断し、防災対策に反映しなければなりません。よって、これらの情報を迅速、的確に効率よく収集・伝達を行う整備が必要です。

震災発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

■主な実施担当　　総務班　・　情報班

情報通信連絡網の整備
- 1. 情報通信設備の整備
- 2. 予報、警報等伝達体制の整備
- 3. 県総合防災システムの運用体制の整備
- 4. 災害広報体制の整備等
- 5. 市民に対する情報提供網の整備
- 6. 市民と協働しての情報収集

１．情報通信設備の整備

（１）防災行政用無線

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

（２）非常無線

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

（３）衛星通信ネットワークシステム

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

（４）一般電話

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

（５）同報無線の設置拡大

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

２．予報、警報等伝達体制の整備

（１）関係機関における伝達の整備

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

（２）報道機関における伝達体制の整備

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

３．県総合防災情報システムの運用体制の整備

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

４．災害広報体制の整備等

（１）被災者への的確な情報伝達体制の整備

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

（２）報道機関との連携体制の整備

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

（３）災害用伝言サービス活用体制の整備

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

５．市民に対する情報提供網の整備

（１）CATV を利用した気象等の情報提供体制の検討

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

（２）防災関連メール配信の検討

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

６．市民と協働しての情報収集

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

（１）市民による情報の提供

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

（２）市によるパトロールの実施

第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」を参照。

第8節　相互応援体制の整備

大規模地震災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要あります。このため、各関係機関相互があらかじめ十分協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していきます。また、災害時に協定等に基づく応援要請が迅速に行えるよう、職員の研修、訓練等を実施し協定の実効性の確保に努め、地域の組織力を如何なく発揮するために相互の応援体制を整備します。

■主な実施担当　　総務班　・　人事班

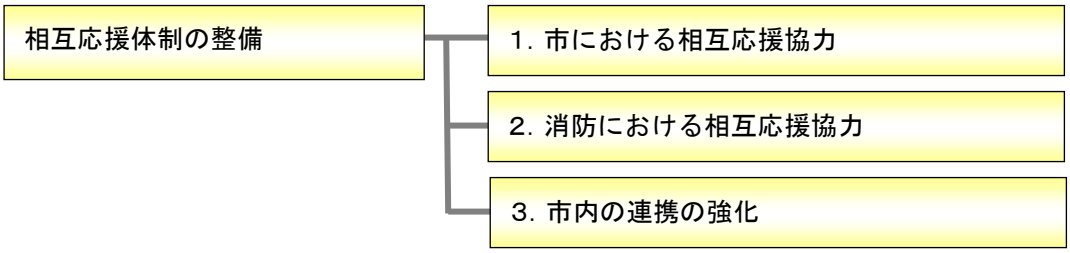

1．市における相互応援協力

（１）市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

第２編第１章第７節「相互応援体制の整備」を参照。

（２）市内所在機関相互の応援協力

第２編第１章第７節「相互応援体制の整備」を参照。

2．消防における相互応援協力

（１）島根県下市町村及び消防に係る一部事務組合の相互応援に関する協定による応援

第２編第１章第７節「相互応援体制の整備」を参照。

3．市内の連携の強化

（１）住民同士のネットワークの構築

第２編第１章第７節「相互応援体制の整備」を参照。

（２）自主防災組織と事業所の連携

第２編第１章第７節「相互応援体制の整備」を参照。

（３）福祉・医療・産業・防災の連携強化

第２編第１章第７節「相互応援体制の整備」を参照。

第9節　消防体制の整備

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要があります。このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携した消防活動を実施し、災害を未然に防ぐため地域の防災の基礎となる消防体制の整備を促進します。

■主な実施担当　　総務班　・　人事班

■防災関係機関等　消防本部　・　江津市消防団

消防体制の整備
- 1．消防資機材の整備
- 2．市・消防機関等による消防活動
- 3．他の消防機関に対する応援要請

1．消防資機材の整備

（１）消防施設等の整備

第２編第１章第８節「消防体制の整備」を参照。

（２）消防水利の確保

第２編第１章第８節「消防体制の整備」を参照。

2．市・消防機関等による消防活動

（１）市・消防本部の消火活動

第２編第１章第８節「消防体制の整備」を参照。

（２）消防団による消火活動

第２編第１章第８節「消防体制の整備」を参照。

（３）市民の対策

第２編第１章第８節「消防体制の整備」を参照。

（４）消防活動の留意点

第２編第１章第８節「消防体制の整備」を参照。

3．他の消防機関に対する応援要請

（１）消防相互応援協定による応援要請

第２編第１章第８節「消防体制の整備」を参照。

（２）知事による応援出動の指示

第 2 編第 1 章第 8 節「消防体制の整備」を参照。

（３）県への応援要請上の留意事項

第 2 編第 1 章第 8 節「消防体制の整備」を参照。

第10節　土砂災害予防計画

土砂による災害として山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などが挙げられます。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別されます。本市では、土砂災害防止法に基づき、平成 18 年度及び平成 19 年度に土砂災害警戒区域の指定がなされました。

土砂災害警戒区域は「土砂災害の恐れがある地域」であり、土砂災害を引き起こす原因として地震があります。したがって、順次各種砂防事業を推進するとともに、危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、危険を回避するための警戒避難態勢の整備等による予防対策に努めます。また、災害の危険を公表し官民協働して災害を未然に防ぐ「アボイド行政」を推進します。

■主な実施担当　　土木・建設班　・　農林水産班　・　総務班

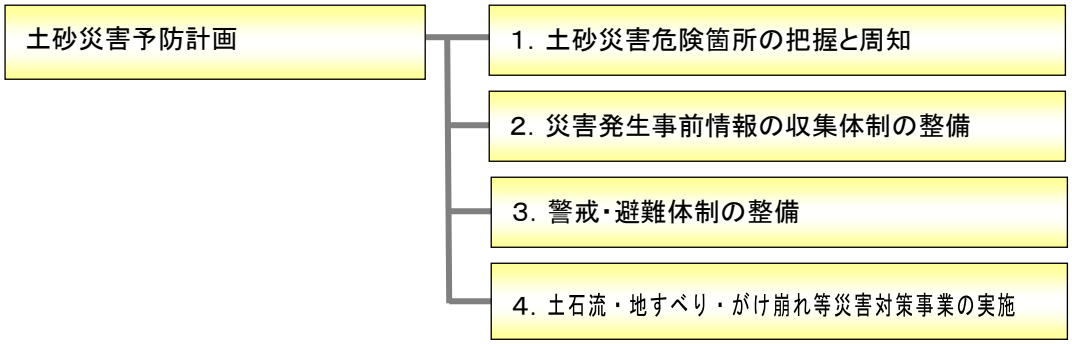

１．土砂災害危険箇所の把握と周知

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

（１）危険箇所の把握・周知

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

（２）危険箇所の早期発見とパトロールの実施

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

２．災害発生事前情報の収集体制の整備

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

３．警戒・避難体制の整備

市は、地震発生後の二次災害発生を防止するために、急傾斜地崩壊危険区域及び危険箇所の周辺においては保全・管理に関する住民への指導を実施する。また、必要に応じて防災措置の避難準備・勧告や改善命令等を行う。

（１）警戒情報の活用

地震発生後の二次災害発生を防止するために、これまで使用してきた土砂災害警戒情報に基づいて、警戒区域の警戒避難の判断を行う。また、土石流は、土石流警戒避難基準雨量（連続雨量基準：警戒

雨量 70 ㎜、避難雨量 120 ㎜）等を参考にして土石流危険渓流ごとの警戒・避難の基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。

（２）警戒避難を迅速にするための避難の 3 類型の活用

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

（３）住民同士のネットワークの構築

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

（４）避難場所の見直しと安全点検

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

４．土石流・地すべり・がけ崩れ等災害対策事業の実施

（１）山地治山事業

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

（２）防災林事業

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

（３）砂防・地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

（４）住宅移転の促進等

第 2 編第 1 章第 9 節「土砂災害予防計画」を参照。

第11節　農林漁業施設災害の予防計画

災害による農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施します。

■主な実施担当　　農林水産班
■防災関係機関等　　島根県農業協同組合
西部農林振興センター ・ 浜田県土整備事務所 ・ 浜田水産事務所
（有）ふるさと支援センターめぐみ ・ 川本家畜保健衛生所
漁業共同組合JFしまね浜田支所江津出張所 ・ 江川漁業協同組合
江津市森林組合 ・邑智郡森林組合

農林漁業施設災害の予防計画
- 1. 農業施設災害の防止対策
- 2. 林業施設災害の防止対策
- 3. 漁業施設災害の防止対策

1．農業施設災害の防止対策

（１）ため池整備事業

第 2 編第 1 章第 11 節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

（２）農地の冠水・たん水防除

第 2 編第 1 章第 11 節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

（３）地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去または軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する地すべり対策事業を進める。（本章第 10 節「土砂災害予防計画」を参照）

2．林業施設災害の防止対策

（１）山地治山事業

第 2 編第 1 章第 11 節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

（２）防災対策総合治山事業

第 2 編第 1 章第 11 節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

3．漁業施設災害の防止対策

第 2 編第 1 章第 11 節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

（１）漁場等

磯根資源を対象とした天然及び人工の漁場等は沿岸域にあるため、汚濁水や土砂等の流入による被

害が発生するおそれがある。

また、汚濁水や土砂等の流入による被害に加え、津波等による施設被害が発生するおそれがある。

（２）漁港施設

第 2 編第 1 章第 11 節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

（３）陸揚施設等

第 2 編第 1 章第 11 節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

（４）漁船

第 2 編第 1 章第 11 節「農林漁業施設災害の予防計画」を参照。

第12節　文教施設における災害予防計画

市及び学校管理者は、災害発生時に幼稚園、小学校、中学校において、幼児、児童生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施します。幼児、児童、生徒の安全確保のための体制を強化します。

■主な実施担当　　教育班
■防災関係機関等　各学校

文教施設における災害予防計画
- １．学校教育体制
- ２．児童等の保護者への引き渡し
- ３．文化財の保護

１．学校教育体制

（１）学校等における防災対策の整備

第２編第１章第 12 節「文教施設における災害予防計画」を参照。

（２）発災時間と応急対策との関連

第２編第１章第 12 節「文教施設における災害予防計画」を参照。

（３）想定される災害と対策の対応

第２編第１章第 12 節「文教施設における災害予防計画」を参照。

（４）教職員への教育

第２編第１章第 12 節「文教施設における災害予防計画」を参照。

（５）保護者への教育

第２編第１章第 12 節「文教施設における災害予防計画」を参照。

（６）被災時の避難所としての役割への対応

第２編第１章第 12 節「文教施設における災害予防計画」を参照。

（７）防災体制の整備

第２編第１章第 12 節「文教施設における災害予防計画」を参照。

２．児童等の保護者への引き渡し

第 2 編第 1 章第 12 節「文教施設における災害予防計画」を参照。

３．文化財の保護

第 2 編第 1 章第 12 節「文教施設における災害予防計画」を参照。

第13節　各種施設災害予防計画

地震時等の災害時には、災害の状況により、浸水、斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想されます。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、市街地・地域生活の根幹をなす上水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、鉄道、港湾・漁港施設等の交通施設及び河川、砂防、治山等のその他公共土木施設が被害を受け機能を失うことになるとその影響は極めて大きいことが考えられます。災害に強い公共施設等を整備することにより、地域の防災インフラの向上を目指します。

■主な実施担当　総務班 ・ 土木・建設班 ・ 上下水道班 ・ 農林水産班 ・ 商工班
■防災関係機関等　浜田県土整備事務所・中国電力㈱・西日本電信電話㈱
西日本旅客鉄道㈱・浜田水産事務所
国土交通省浜田河川国道事務所

- 各種施設災害予防計画
  - 1. 防災基幹施設の安全化
  - 2. 交通施設の安全化
  - 3. その他公共土木施設の安全化

1．防災基幹施設の安全化

第 2 編第 1 章第 13 節「各種施設災害予防計画」を参照。

2．交通施設の安全化

（１）道路施設

第 2 編第 1 章第 13 節「各種施設災害予防計画」を参照。

（２）鉄道施設

第 2 編第 1 章第 13 節「各種施設災害予防計画」を参照。

（３）港湾施設

第 2 編第 1 章第 13 節「各種施設災害予防計画」を参照。

（４）漁港施設

第 2 編第 1 章第 13 節「各種施設災害予防計画」を参照。

３．その他公共土木施設の安全化

（１）河川

第 2 編第 1 章第 13 節「各種施設災害予防計画」を参照。

（２）砂防等施設

第 2 編第 1 章第 13 節「各種施設災害予防計画」を参照。

第14節　医療救護体制の整備

地震時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて機能が停止したり、医療従事者や医療用資器材、医薬品等の数が著しく不足するなど混乱が予想されます。このため、発災時に備え、必要な医療用資器材・医薬品等の整備及び救護班の編成など、住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療・助産を実施する体制の整備を計画的に推進します。

また、特に、災害直後の初期医療体制、後方医療体制、県及び他の市町村等との広域的な連携体制などを考慮して対策を進めていく必要があります。緊急時の医療救護を迅速に行えるよう、体制の整備に努めます。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」によります。

■主な実施担当　　援護班
■防災関係機関等　各医療機関 ・ 医師会 ・ 浜田保健所

医療救護体制の整備
- 1. 緊急医療体制の整備
- 2. 救護所開設に向けての体制整備
- 3. 医療用資器材・医薬品等の調達協定と体制の整備

１．緊急医療体制の整備

（１）医療体制の整備

第２編第１章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

（２）後方搬送体制の整備

第２編第１章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

２．救護所開設に向けての体制の整備

（１）救護所資機材の備蓄

第２編第１章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

（２）救護所活動体制の整備

第２編第１章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

（３）搬送班の活動体制の整備

第２編第１章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

３．医療用資器材・医薬品等の調達協定と体制の整備

（１）医療用資器材・医薬品等の調達協定の締結

第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

（２）医療用資器材・医薬品等の備蓄方針

第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

（３）医療用資器材・医薬品等の輸送計画の策定

第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

（４）医療用資器材・医薬品等の備蓄方針

第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

（５）医療用資器材・医薬品等の輸送計画の策定

第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

第15節　緊急輸送活動対策

地震災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要です。必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進します。

■主な実施担当　　管理班　・　土木･建設班
■防災関係機関等　貨物自動車運送事業者　・　西日本旅客鉄道㈱
浜田県土整備事務所

緊急輸送活動対策
- １．輸送体制の整備
- ２．輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定
- ３．緊急輸送道路啓開体制の整備

１．輸送体制の整備

（１）輸送条件を想定した輸送計画の作成

第２編第１章第 15 節「緊急輸送活動対策」を参照。

（２）市と市内輸送業者及び漁業関係者との協定締結

第２編第１章第 15 節「緊急輸送活動対策」を参照。

２．輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

（１）輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

第２編第１章第 15 節「緊急輸送活動対策」を参照。

（２）輸送施設・集積拠点等の指定

第２編第１章第 15 節「緊急輸送活動対策」を参照。

３．緊急輸送道路啓開体制の整備

（１）啓開道路の選定基準の設定

第２編第１章第 15 節「緊急輸送活動対策」を参照。

（２）道路啓開の作業体制の充実

第２編第１章第 15 節「緊急輸送活動対策」を参照。

（３）道路啓開用装備・資機材の整備

第２編第１章第 15 節「緊急輸送活動対策」を参照。

（４）関係団体等との協定に締結による協力関係の強化

第 2 編第 1 章第 15 節「緊急輸送活動対策」を参照。

第16節　防疫及び保健衛生計画

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備します。また、災害時の二次災害を蔓延させない体制を整備します。■主な実施担当 衛生班　・　援護班

■防災関係機関等　各医療機関　・　医師会　・　浜田保健所

防疫及び保健衛生計画
- １．防疫・保健衛生体制の整備
- ２．食品衛生・監視体制の整備
- ３．防疫用薬剤及び器具の備蓄
- ４．動物愛護管理体制の整備

１．防疫・保健衛生体制の整備

（１）市の防疫班の編成

第 2 編第 1 章第 16 節「防疫及び保健衛生計画」を参照。

（２）保健衛生体制の整備

第 2 編第 1 章第 16 節「防疫及び保健衛生計画」を参照。

（３）防疫・保健衛生活動要領の習熟

第 2 編第 1 章第 16 節「防疫及び保健衛生計画」を参照。

２．食品衛生、監視体制の整備

第 2 編第 1 章第 16 節「防疫及び保健衛生計画」を参照。

３．防疫用薬剤及び器具の備蓄

第 2 編第 1 章第 16 節「防疫及び保健衛生計画」を参照。

第17節　清掃計画(ごみ･し尿）

地震災害時には、建物の浸水、焼失等により、多量のごみ、がれきが発生するおそれがある。
また、ライフライン等が被災することにより、トイレの使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。
このため、ごみ･し尿等の処理体制を整備しておくことにより、効果的にごみ･し尿を処理できるようにしておく。

■主な実施担当　　衛生班

清掃計画(ごみ･し尿)
- 1. ごみ処理体制の整備
- 2. し尿処理体制の整備
- 3. 災害ごみの処理体制の整備
- 4. 応援協力体制の整備

1．ごみ処理体制の整備

（１）処理体制の事前検討

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿)」を参照。

（２）ごみ処理要領への習熟と体制の整備

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿)」を参照。

（３）ごみの仮置場の選定

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿)」を参照。

（４）ごみの収集搬送

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿)」を参照。

（５）ごみの収集搬送のための市内事業者との協定締結

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿)」を参照。

2．し尿処理体制の整備

（１）し尿処理体制の事前検討

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿)」を参照。

（２）し尿処理要領への習熟と体制の整備

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿）」を参照。

（３）し尿処理排出量の推定

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿）」を参照。

（４）災害用仮設トイレの整備

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿）」を参照。

３．災害ごみの処理体制の整備

（１）災害ごみ処理体制の事前検討

地震、津波、土砂災害により損壊した建物の廃木材や宅地内に流入した流木等の廃棄物（以下「災害ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

（２）災害ごみの処理要領への習熟と体制の整備

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿）」を参照。

（３）施設管理の徹底

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿）」を参照。

（４）災害ごみの仮置場の選定

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿）」を参照。

（５）災害ごみの収集搬送

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿）」を参照。

（６）災害ごみの収集搬送のための市内事業者との協定締結

第 2 編第 1 章第 17 節「清掃計画（ごみ・し尿）」を参照。

（７）広域処理体制の確立

市等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物処理計画を策定するとともに広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第18節　避難収容対策

地震災害等の災害時には、津波、地震火災、土砂災害等のため住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想されます。市及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、市は、災害時において住民等が安全・的確に避難行動や避難活動を行いうるように平常時から必要な体制を整備しておく必要があります。

また、市は躊躇なく避難勧告を発令できるよう、平常時から災害時おける優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めます。

■主な実施担当　　総務班　・　教育班　・　土木・建設班
■防災関係機関等　陸上自衛隊第 13 偵察隊　・　江津警察署

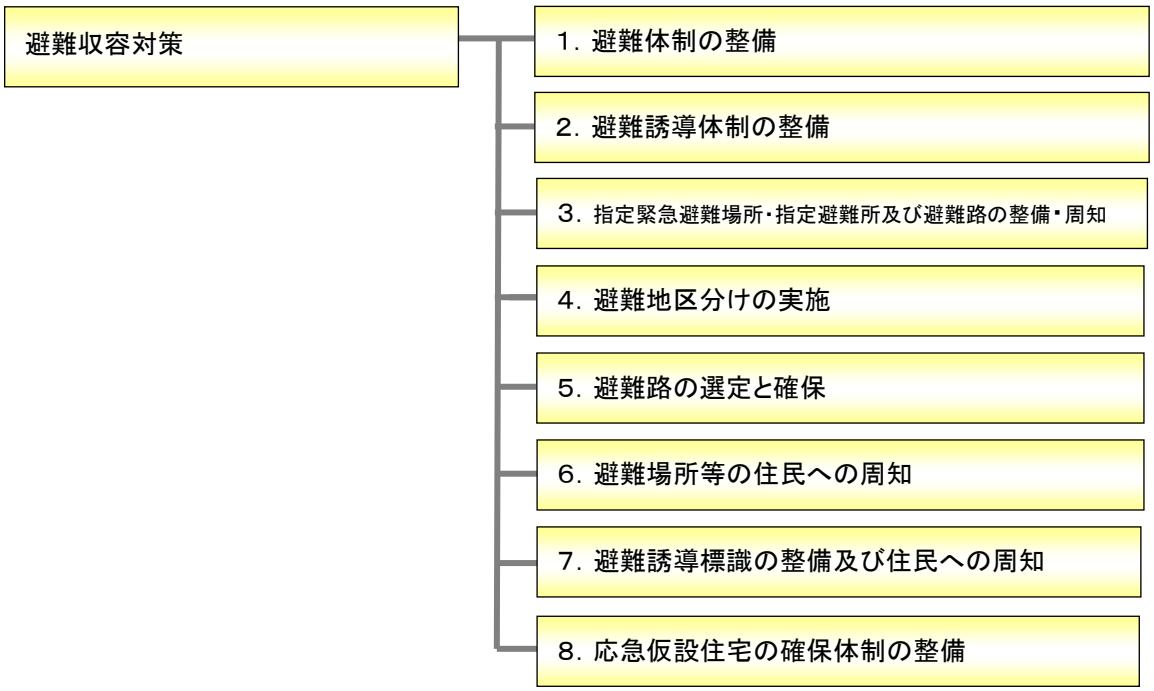

１．避難体制の整備

（１）避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、指定避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

ア　避難勧告等の判断・伝達マニュアルで定めた避難勧告等の発令基準及び伝達方法
イ　避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口
ウ　避難先への経路及び誘導方法
エ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
（ア）給水措置
（イ）給食措置
（ウ）毛布、寝具等の支給

（エ）衣料、生活必需品の支給
（オ）負傷者に対する応急救護
（カ）要配慮者の救護

オ　指定避難所の管理に関する事項
（ア）指定避難所の秩序保持
（イ）収容者に対する災害情報の伝達
（ウ）収容者に対する応急対策実施状況の周知徹底
（エ）収容者に対する各種相談業務
（オ）避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保

カ　広域避難地等の整備に関する事項
（ア）避難者収容施設
（イ）給水施設
（ウ）情報伝達施設

キ　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
（ア）平常時における広報
・掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
・住民に対する巡回指導
・防災訓練等
（イ）災害時における広報
・広報車による周知
・避難誘導員による現地広報
・住民組織を通じての広報

ク　避難行動要支援者等の避難支援に関する事項（本章第 23 節「要配慮者等安全確保体制の整備」参照）
（ア）避難行動要支援者等への情報伝達方法
（イ）避難行動要支援者等の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
（ウ）避難行動要支援者等の支援における避難行動要支援者等の関係者の役割分担

（２）防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、市の作成する避難計画を踏まえ、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。市は、防災上重要な施設の管理者が避難計画を作成するに際して必要な指導・援助を行う。

ア　病院
病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ　社会福祉施設等
高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法ならびに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施

方法等に留意する。

ウ　不特定多数の者が出入りする都市施設等

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする都市施設等においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法ならびに指示伝達の方法等に留意する。

（３）学校等の防災計画等

市は、災害後所管する学校等がとるべき行動を防災計画に明記するよう指導を行うとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進するものとする。災害後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童等の安全な避難を支援できるように努める。

学校等においては、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

ア　防災体制の確立

（ア）防災計画

地震災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、指定避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。沿岸部にある学校等においては、津波災害を想定した対応策も計画に加えておく必要がある。

なお、災害後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画について PTA 総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

（イ）防災組織

学校等においては、様々な場面を想定した教職員の参集体制・地震発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、指定避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておく必要がある。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

（ウ）施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

①日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておくこと。

②安全点検日

毎学期一回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

（エ）防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

イ　避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法、避難先及び避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

ウ　小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

エ　その他

私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導するものとする。

２　避難誘導体制の整備

（１）避難計画の習熟と訓練

市は、あらかじめ定めた避難計画に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

（２）避難勧告等の実施要領の明確化

市長による避難の勧告・指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、あらかじめ地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

（３）避難者の誘導体制の整備

市は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類、危険地域ごとに指定避難所等への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、津波による浸水、火災、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

エ　市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

（４）自主避難体制の整備

市は、沿岸部において住民が強い地震に遭遇とき、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を覚知したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努めるものとする。

（５）避難勧告等の伝達体制の整備

避難勧告等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア　同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ　自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ　サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ　広報車による呼びかけにより伝達する。

オ　テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。

カ　コミュニティＦＭを利用して伝達する。

キ　登録制メールにより伝達する。

ク　携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。

ケ　ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）により伝達する。

コ　Ｌアラート（災害情報共有システム）により伝達する。

市は、避難計画において、危険区域ごとに避難勧告等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

（６）避難行動要支援者に対する避難誘導体制の構築

市は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

ア　避難勧告等の伝達体制の確立

市は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難勧告等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ　避難行動要支援者の避難誘導体制の構築

市は、避難行動要支援者が避難するに当たって、市地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ウ　要配慮者の特性に合わせた避難所の指定・整備

指定避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮するとともに、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮するものとする。

３．指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

（１）指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

ア　あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ　地震に伴う津波や火災に対して安全な構造を有する施設とする。

ウ　周辺に災害が発生した場合、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

エ　都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

（２）指定避難所の指定及び整備

ア　指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

（ア）あらかじめ管理者の同意を得ておく。

（イ）被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

（ウ）想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

（エ）主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

（オ）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（カ）学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

（キ）指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ　指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設には、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ウ　指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、市は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ　指定避難所の管理者等との調整

市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所の運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

４．避難先区分けの実施

市は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

ア　避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

イ　避難先の区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ　避難人口は、夜間人口によるが、避難地収容力に余裕をもたせておく。

５．避難路の選定と確保

市職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を確認し、通行の支障となる行為を制止するとともに、障害物の除去に関して道路管理者に要請して避難路の通行確保に努める。

（１）避難路の選定と確保

市は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性を十分配慮する。

ア　避難路は、おおむね８ｍ以上の幅員を有するものとする。

イ　避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ　避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。

エ　避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。

オ　避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

カ　避難路については、複数の経路を選定しておく。

（２）避難先及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため県警察は次により避難先及びその周辺道路における交通規制を平常時から実施する。

ア　避難先にある道路は、終日全域駐車禁止とする。

イ　避難先周辺の道路で避難者の通行に支障があると認められる道路は駐車禁止とする。

ウ　上記以外の道路については、避難対象地域から流出方向への一方通行や指定方向外進行禁止等の車両通行抑制とするが、可能な限り車両通行禁止の歩行者用道路とする。

６．避難先の住民への周知

市は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

ア　市の広報紙等

イ　案内板等の設置

（ア）避難先案内図

（イ）避難先表示板

ウ　防災訓練

エ　防災マップ等の作成、配布

（注）

＊　やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにも分かりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

７．避難誘導標識の整備及び住民への周知

市は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難場所等の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

なお、避難誘導標識の整備にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

８．応急仮設住宅の確保体制の整備

第 2 編第 1 章第 18 節「避難収容対策」を参照。

第19節　観光客対策

本市の沿岸部は、波子・浅利・黒松海岸海水浴場があり、夏期には海水浴客でにぎわい、また、有福温泉や風の国温泉、菰沢公園オートキャンプ場を訪れる観光客があります。しかし、これらの観光客は、津波や震災時の対応について理解していないことが考えられるため、観光客の安全対策を重視した体制を構築し、観光客の安全性の向上と避難対策の向上を図ります。

■主な実施担当　　商工班
■防災関係機関等　市観光協会　・　旅館組合

観光客対策
- １. 津波予報・警報等の伝達
- ２. 避難体制の構築

１．津波予報・警報等の伝達

第 2 編第 1 章第 19 節「観光客対策」を参照。

２．避難体制の構築

第 2 編第 1 章第 19 節「観光客対策」を参照。

第20節　孤立化対策

平成16年に発生した中越地震では、急傾斜地の崩落や道路の寸断等により孤立する集落が発生しました。本市でも、急峻な跡市、大掛、上笹畑等の中山間地では、道路の寸断により孤立する可能性があります。このため、市民の備蓄を推進するとともに、危険箇所への対応を促進します。

■主な実施担当　　土木･建設班　・　総務班

孤立化対策
- １．孤立化予防対策
- ２．孤立化対策

１．孤立化予防対策

第２編第１章第20節「孤立化対策」を参照。

（１）孤立化が想定される地区への道路の整備

第２編第１章第20節「孤立化対策」を参照。

（２）急傾斜地崩壊危険地区の整備

第２編第１章第20節「孤立化対策」を参照。

２．孤立化対策

（１）防災倉庫等の整備

第２編第１章第20節「孤立化対策」を参照。

（２）住民の備蓄の促進

第２編第１章第20節「孤立化対策」を参照。

（３）臨時ヘリポート等の計画

第２編第１章第20節「孤立化対策」を参照。

第21節　食料等の調達･確保及び防災資機材等の整備

震災害時の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備を推進し、災害時の食料等の確実な供給を目指します。

■主な実施担当　　商工班 ・ 管理班 ・ 援護班 ・ 上下水道班
■防災関係機関等　西日本旅客鉄道㈱ ・ 貨物自動車運送事業者

食料等の調達･確保及び防災資機材等の整備

1. 食料等の調達･確保に関する基本的な考え方
2. 食料及び給食資材の備蓄並びに調達体制の整備
3. 飲料水及び給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備
4. 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備
5. 災害救助用物資･資機材の備蓄並びに調達体制の整備
6. 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

１．食料等の調達・確保に関する基本的な考え方

（１）想定される災害の種類と対策の対応

第２編第１章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（２）発生時の人口分布と対策の対応

第２編第１章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（３）発生時間と備蓄品目との対応

第２編第１章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（４）要配慮者への配慮

第２編第１章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（５）食料・生活必需品等の調達協定の締結

第２編第１章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

２．食料及び給食用資材の備蓄並びに調達体制の整備

（１）基本的事項

第２編第１章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（２）食料及び給食用資機材の備蓄

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（３）食料及び給食用資機材の調達体制の整備

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（４）食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（５）食料及び給食用資機材の集積地の指定

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

３．飲料水及び給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

（１）基本的事項

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（２）飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

４．生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

（１）基本事項

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（２）生活必需品の備蓄

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（３）生活必需品の調達体制の整備

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（４）生活必需品の輸送体制の整備

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

５．災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

（１）基本事項

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（２）災害救助用物資・資機材の備蓄

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

（３）災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

第 2 編第 1 章第 21 節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照。

６．医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

（１）基本事項

ア　対象者及び品目

（ア）対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う市及び市が要請した機関とする。

（イ）品目

①災害用医療セット（救急箱）

②ベット兼用担架等の応急医療用資器材

③消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等

（２）医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

市は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者数）数及び医療関連機関における現在のストックの状況を把握の上、市が備蓄すべき医療救護資器材、医療品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の策定に努める。

ア　災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

イ　医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材品の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

（３）医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

市は、医療用資器材の集積所、救護所、指定避難所等における医薬品等の輸送について担当課と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

第22節　地震･津波対策

本市は長い海岸線を有することから、海岸保全施設、港湾施設及び漁港施設、河川管理施設の整備計画を推進するとともに、地震･津波に関する予報及び警報、避難勧告等の伝達体制及び津波監視体制等の確立に努め、大地震に伴う津波対策を推進します。

■主な実施担当　　情報班　・　土木･建設班
■防災関係機関等　　松江地方気象台　・　漁業共同組合JFしまね浜田支所江津出張所
江川漁業協同組合

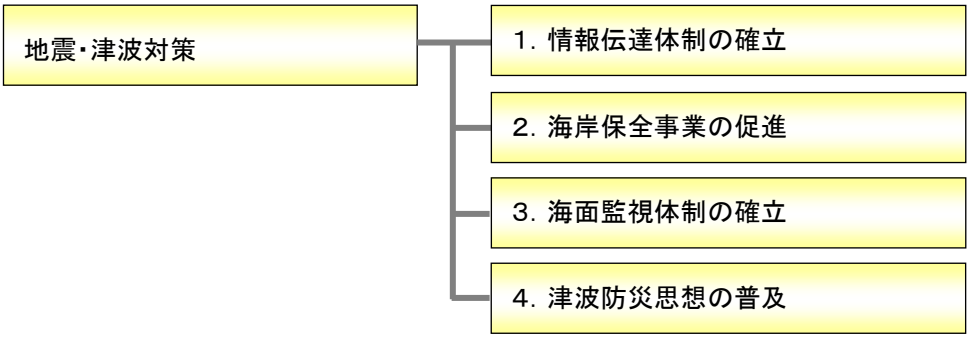

１．情報伝達体制の確立

市は、住民に対し、津波警報等の伝達手段として、ＣＡＴＶ、防災行政用無線への加入を促進するとともに、防災行政用無線（戸別受信機を含む。）、サイレン、半鐘等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

なお、住民に対しては迅速な避難行動がとれるよう予め避難経路、避難所の周知をしておくものとする。

また、多数の人出が予想される海岸及び港湾等の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

２．海岸保全事業の促進

海岸線にそっての漁港及び港湾等の施設は、津波等の被害を防止するため、保全のための対策を講ずるよう努力するものとする。

３．海面監視体制の確立

市は、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表されるまでに津波の襲来が予想されるので、気象台の「津波の心配はありません」という通報があるまでは、漁業協同組合等の協力を得て安全な地点で海面を監視する体制を確立する。

４．津波防災思想の普及

市、県、防災関係機関は、津波警戒に対する次の内容の普及を図る。

（１）一般住民に対する内容

ア　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ　正しい情報をラジオ、テレビ、ＣＡＴＶ等を通じて入手する。

ウ　地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された時は直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

エ　津波注意報でも、海水浴や海釣りは危険なので行わない。

オ　津波は繰り返しおそってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

（２）船舶に対する内容

ア　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い海域）に退避する。

イ　正しい情報をラジオ、テレビ、ＣＡＴＶ、防災行政用無線を通じて入手する。

ウ　地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された時は直ちに港外に避難する。

エ　港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ　津波は繰り返しおそってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

第23節　防災訓練の実施

訓練は、積み重ねることにより防災活動を的確かつ円滑に実施するために有効です。そのため、行政をはじめとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、実戦的な防災訓練を実施し、その習熟に努めます。

■主な実施担当　総務班 ・ 人事班 ・ 情報班 ・ 管理班 ・ 教育班 ・ 農林水産班
商工班 ・ 土木･建設班 ・ 上下水道班 ・ 衛生班 ・ 援護班

■防災関係機関等　消防本部 ・ その他防災関係機関

防災訓練の実施
- 1. 総合防災訓練
- 2. 個別訓練
- 3. 防災訓練の事後評価

1．総合防災訓練

（１）参加機関別の訓練

第 2 編第 1 章第 22 節「防災訓練の実施」を参照。

（２）防災訓練時の交通規制

第 2 編第 1 章第 22 節「防災訓練の実施」を参照。

2．個別訓練

（１）図上訓練

第 2 編第 1 章第 22 節「防災訓練の実施」を参照。

（２）実施訓練

第 2 編第 1 章第 22 節「防災訓練の実施」を参照。

3．防災訓練の事後評価

第 2 編第 1 章第 22 節「防災訓練の実施」を参照。

第24節　防災知識の普及

防災活動の成果をあげるためには、全市民の防災意識を高め、理解と協力を得ることが最も必要です。平常時から各種広報媒体を活用し、市の防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、防災知識の普及啓発を図り、災害時に適切な対応が迅速に実施できるように防災知識の普及に努めます。

■主な実施担当　　総務班・人事班・情報班・管理班・教育班・農林水産班
商工班・土木・建設班・上下水道班・衛生班・援護班
■防災関係機関等　消防本部・その他防災関係機関

防災知識の普及
- １．基本的な考え方
- ２．防災関係職員に対する防災教育
- ３．市民に対する防災教育
- ４．学校教育における防災教育
- ５．防災上重要な施設の職員等に対する教育
- ６．事業所における防災教育

１．基本的な考え方

第２編第１章第 23 節「防災知識の普及」を参照。

２．防災関係職員に対する防災教育

第２編第１章第 23 節「防災知識の普及」を参照。

（１）教育の方法

第２編第１章第 23 節「防災知識の普及」を参照。

（２）教育内容

ア　地震、津波についての一般的知識
イ　防災対策の現況と課題
ウ　地域防災計画、防災業務計画の内容
エ　各機関の防災体制と各自の役割分担
オ　職員のとるべき行動
カ　防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）
キ　県総合防災情報システムの操作方法等
ク　その他必要な事項

３．市民に対する防災教育

市及び防災関係機関は、市民に対し、家屋の改修及び周辺危険箇所の安全化、3 日分の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

（１）普及の方法

第 2 編第 1 章第 23 節「防災知識の普及」を参照。

（２）周知内容

ア　市内の防災対策

イ　地震災害に関する一般的知識と過去の災害事例

ウ　避難の 3 類型の内容と行動規範

エ　地震災害に対する平素の心得

（ア）周辺地域における災害危険性（地盤災害、津波、火災、危険物災害等）の把握

（イ）家屋等の点検や家具類の転倒防止等室内の整理、点検

（ウ）家庭内の連絡体制の確保

（エ）火災の予防

（オ）応急救護等の習得

（カ）避難の 3 類型（避難準備・勧告・指示）

（キ）避難の方法（避難路、避難先の確認）

（ク）食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（最低 3 日（推奨 1 週間）分）

（ケ）非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）

（コ）自主防災組織の結成

（サ）要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援

（シ）ボランティア活動への参加

（ス）飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等

（セ）ライフライン途絶時の対策

（ソ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

オ　災害発生時の心得

（ア）地震発生時にとるべき行動（場所別）

（イ）出火防止と初期消火

（ウ）自宅及び周辺地域の被災状況の把握

（エ）救助活動

（オ）テレビ・ラジオ等による情報の収集

（カ）避難実施時に必要な措置

（キ）避難先での行動

（ク）自主防災組織の活動

（ケ）自動車運転中及び旅行中等の心得
（コ）災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
（サ）避難所の運営管理のために必要な知識等
（シ）マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な指定避難所の運営管理のために必要な知識等
カ　警報等発表時や避難勧告等の発令時に取るべき行動、避難場所での行動

（３）地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、県、市等は、その制度の普及促進に努める。

４．学校教育における防災教育

（１）趣旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

ア　災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
イ　災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
ウ　自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、地震災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

（２）学校行事としての防災教育

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定したり、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど適切に行う。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動が取れるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び市が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

（３）教科・科目等における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする防災学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課外活動や日常の学校生活での指導なども含めた幅広い機会をとらえて、災害時に起こる様々な危険を理解して的確な判断をもとに安全に行動できるようにする防災指導を行う。

防災学習及び防災指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心情や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習の時間において、学校の実情に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害防止の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

（４）教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。

５．防災上重要な施設の職員等に対する教育

（１）防災上重要な施設が行う防災教育

第 2 編第 1 章第 23 節「防災知識の普及」を参照。

（２）防災関係機関が行う防災教育

第 2 編第 1 章第 23 節「防災知識の普及」を参照。

６．事業所における防災教育

第 2 編第 1 章第 23 節「防災知識の普及」を参照。

（１）災害時に事業所が果たす役割

第 2 編第 1 章第 23 節「防災知識の普及」を参照。

（２）事業所の自衛防災組織の防災活動

第 2 編第 1 章第 23 節「防災知識の普及」を参照。

第25節　消防団及び自主防災組織等の育成

市民の生命、身体及び財産を守るためには、日頃市民一人ひとりが防災についての知識と防災行動力を高め、自分達の地域は自分達で守るという連帯意識に基づく自主防災組織の結成を促進する必要があります。また、企業も地域の一員であるという観点から、企業内における自主防災等の強化を推進し、地域企業と自主防災組織との連携を深めます。

地震発生時に適切な対応が迅速に実施できるように自主防災組織を中心として地域防災力の強化に努めます。

■主な実施担当　　総務班
■防災関係機関等　消防本部

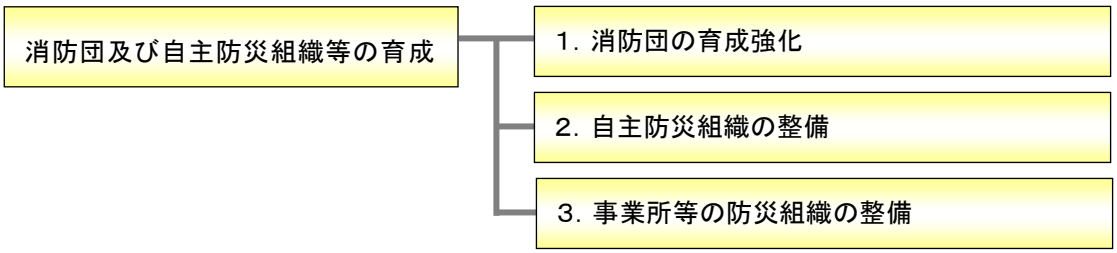

１．消防団の育成強化

第２編第１章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

２．自主防災組織の整備

第２編第１章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

（１）自主防災組織の編成

第２編第１章第24節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

（２）自主防災組織の平常時の活動

ア　コミュニティ活動
要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

イ　防災知識の普及
災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

ウ　防災訓練
情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施

エ　防災資機材等の備蓄等
消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

オ　地域の事業所との連携
同じ地域に共存する事業所との地震発生時等の連携を進める。

（３）自主防災組織の災害時の活動

第 2 編第 1 章第 24 節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

（４）自主防災組織の育成

第 2 編第 1 章第 24 節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

ア　自主防災組織の育成

第 2 編第 1 章第 24 節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

イ　自主防災活動のリーダーの育成

第 2 編第 1 章第 24 節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

ウ　自主防災組織の育成手法

（ア）地震に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供

（イ）自主防災組織の必要性についての広報

（ウ）防災訓練、研修会等の実施への支援

（エ）啓発資料の作成

（オ）活動拠点施設の整備支援

（カ）自主防災組織の防災計画書等の策定支援

（５）自主防災組織の役割と活動内容

第 2 編第 1 章第 24 節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

（６）民間防火組織の育成

第 2 編第 1 章第 24 節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

３．事業所等の防災組織の整備

第 2 編第 1 章第 24 節「消防団及び自主防災組織等の育成」を参照。

第26節　要配慮者の安全確保体制の整備

高齢者、病弱者、心身に障がいを持つ者、児童（乳幼児含む）、妊婦、外国人及び観光客・旅行者など（以下「要配慮者」という。）は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいため、安全確保のための防災対策を積極的に推進します。また、地震発生時に迅速な避難や行動を支援するための地域の体制を整備します。

■主な実施担当　　援護班　・　総務班
■防災関係機関等　消防本部　・　浜田保健所

要配慮者の安全確保体制の整備
- 1. 地域における要配慮者対策
- 2. 社会福祉施設等における要配慮者対策

１．地域における要配慮者対策

（１）要配慮者としての外国人に対する配慮の必要性

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（２）要配慮者の実態把握

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（３）緊急連絡体制の整備

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（４）防災施設、物資、資機材等の整備

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（５）在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（６）外国人対策

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（７）防災基盤の整備

市及び県は、避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び地域の避難行動要支援者等の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については段差解消、洋式トイレの設置等、施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の指定避難所では福祉サービスの提供を受けることが困難となる避難者を円滑に移送できる環境を整備するとともに、必要に応じて福祉避難所を指定する

よう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

２．社会福祉施設等における要配慮者対策

（１）防災設備等の整備

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（２）組織体制の整備

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（３）緊急連絡体制等の整備

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（４）防災教育・防災訓練の充実

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（５）防災基盤の整備

第 2 編第 1 章第 25 節「要配慮者の安全確保」を参照。

第27節　災害ボランティアの活動環境の整備

大規模な震災発生時には、各種援護を必要とする被災者が増大し、災害ボランティアによるきめ細かな支援が期待される一方で、ニーズの把握、災害ボランティアの受付、登録、派遣調整などの体制が整備されないと、効果的な活動ができない場合があります。市は、関係機関、団体を支援して災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、相互の連携体制を確立し、活動を促進します。

■主な実施担当　　援護班
■防災関係機関等　江津市社会福祉協議会　・　日本赤十字社島根県支部

災害ボランティアの活動環境の整備
- 1. 災害ボランティアの活動内容と普及
- 2. 専門ボランティアの育成と連携体制の整備
- 3. ボランティア受入れ体制の整備

1．災害ボランティアの活動内容と普及

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

（1）災害ボランティアの活動内容

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

（2）災害ボランティアの活動の普及・啓発

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

2．専門ボランティアの育成と連携体制の整備

（1）ボランティアの登録、協定締結等

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

（2）ボランティアの登録、協定締結等

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

（3）ボランティアの養成

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

（4）一般ボランティアとの連携体制の整備

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

３．ボランティアの受入れ体制の整備

（１）ボランティア連絡評議会（仮称）の設置

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

（２）ボランティア・コーディネーターの養成

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

（３）ボランティア受け入れマニュアルの作成

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

（４）ボランティア活動拠点の整備

第 2 編第 1 章第 26 節「ボランティアの受入れ」を参照。

第28節　帰宅困難者対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと鉄道駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、鉄道駅と地元自治体との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の鉄道駅周辺では混乱も生じました。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、多くの帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性があります。

このため、周辺市町等による関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図ります。

■主な実施担当　　総務班 ・ 情報班 ・ 救護班 ・ 教育班、

■防災関係機関等　西日本旅客鉄道㈱　その他防災関係機関

帰宅困難者対策
- 1. 帰宅困難者等
- 2. 一斉帰宅の抑制
- 3. 帰宅困難者等の安全確保対策
- 4. 帰宅支援対策
- 5. 鉄道事業者等の取組み

1．帰宅困難者等

（１）帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2．一斉帰宅の抑制

（１）「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

（２）安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、市は、災害用伝言サービス、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（ｗｅｂ１７１）、ツイッター・Facebook 等のＳＮＳ、ＩＰ電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

（３）帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、鉄道駅においても、情報連絡体制及び提供方法を確立するよう要請し、情報提供していく。

さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、ＳＮＳ、駅周辺のビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

（４）企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

３．帰宅困難者等の安全確保対策

（１）一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、市は一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

（２）駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市は、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

（３）企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

４．帰宅支援対策

（１）帰宅支援対象道路の選定

市は、帰宅支援対象道路を選定し、周辺市町と連携して周知を図る。

（２）災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

市は、救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、

飲料水、トイレ、情報の提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

（３）搬送手段の確保

市は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

（４）駅周辺帰宅困難者等対策の協議

帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、駅周辺の地域事情等にかんがみた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。このため、市と鉄道駅との間で情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

５．鉄道事業者等の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第29節　調査研究

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては様々な分野からの調査研究が重要です。このため、市は、地震被害とその対策のあり方等について、県の被害想定を参考にし、総合的に調査・研究することが必要です。

各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災に関する調査等を積極的に実施します。

■主な実施担当　　総務班
■防災関係機関等　消防本部

調査研究
- １. 震災対策調査研究の推進
- ２. 地域危険度調査研究の促進

１．震災対策調査研究の推進

（１）被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。

また、地震による被害がどこでどの程度の規模で起こりうるか等の資料や県の被害想定を参考にし、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資するものとする。

県では平成 30 年 3 月に島根県地震・津波被害想定調査法億書を策定し、１０の想定地震に対する被害予測を行った。

なお、被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ想定項目の追加、見直しを図るとしている。

（２）その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等。

２．地域危険度調査研究の促進

市は、地域の危険性を把握し、その成果を活用して、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ※1等の作成を積極的に推進する。

その他、地震被害軽減のための各種調査研究が求められる。

（注）※1　地区別防災カルテ：防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図

第2章　災害応急対策計画

第1節　応急活動体制

地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市は第一線的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるように、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立します。

■主な実施担当　　総務班 ・ 人事班 ・ 情報班 ・ 管理班 ・ 教育班 ・ 農林水産班
商工班 ・ 土木･建設班 ・ 上下水道班 ・ 衛生班 ・ 援護班

■防災関係機関等　消防本部 ・ その他防災関係機関

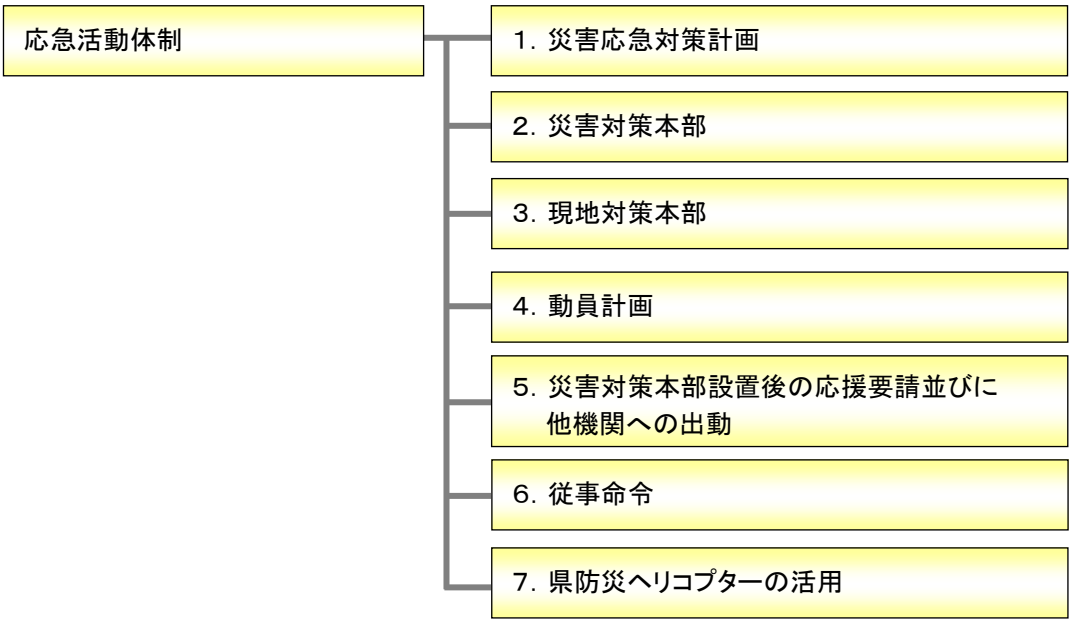

1．災害応急対策計画

地震災害発生直後において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、地震・津波警報及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、地震・津波、火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保、規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、これらの活動に際しては、特に高齢者、病弱者（難病患者を含む）、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者への支援に留意する。

これ以外は、第 2 編第 2 章第 1 節「応急活動体制」を参照。

【系統図】

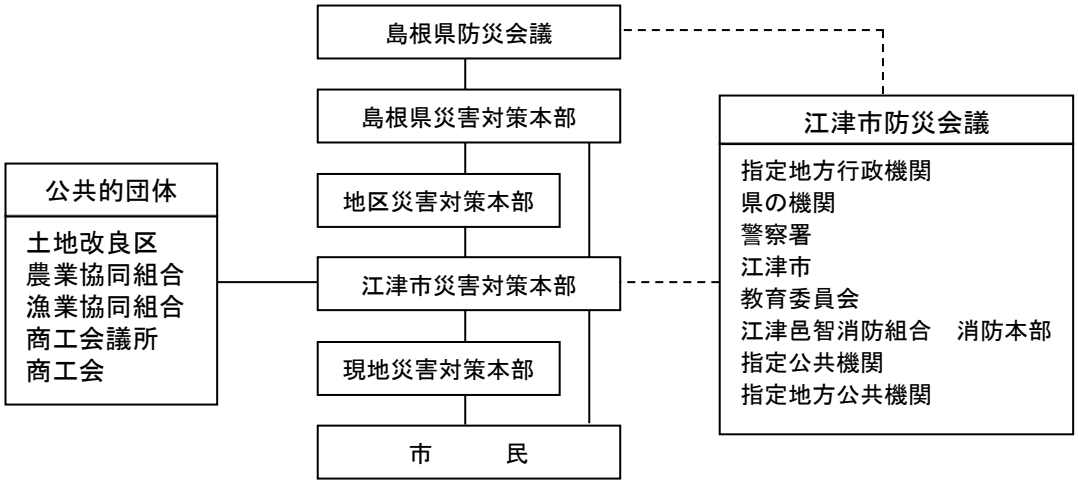

（１）本部の設置

地震災害による被害が一段落した状況のもとで、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水、燃料及び生活必需品等を供給するため、備蓄物資を活用するほか、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、必要物資を調達する。さらに、地震災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体の処理・埋火葬、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備自体は、地震発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

このほか、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

本部の設置については、第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（２）時系列応急対策の概要

時系列			主な対策
災害	対策	小区分	
未然	災害予防対策		災害の発生を未然に防止する等の対策
進行中	災害応急対策 住民の生命・身体の保護を第一義とし、あわせて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的	事後	障害物の除去 施設の応急復旧 傷者、行方不明者の捜索 死者の捜索、収容、処理 医療、助産 収容施設の供与（応急仮設住宅） 炊出し、飲料水の供給 被服、寝具の供与 清掃、防疫 住宅の修繕 生業資金資材の給与または貸与 応急教育 （輸送）（通信）（広報）
已然	災害復旧対策		災害の復旧対策

（３）機関別応急措置の概要

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

２．災害対策本部

（１）災害対策本部の設置基準と公表

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（２）組織、編成及び系統

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（３）災害対策本部の協議事項等

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（４）災害対策本部の廃止の基準と公表

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

３．現地対策本部

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

４．動員計画

地震災害の防止・軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、対策本部においては、次のとおり災害に対処する体制（以下「災害対策」という。）を整え、この災害体制に従って要員の動員を行うものとする。

（１）初動体制の確立

ア　震度４を観測した場合の対応について

（ア）職員の危機管理意識を促すため、庁内放送及び防災行政用無線の一斉放送により、注意を喚起すること。

（イ）職員の動員体制は震災第 1 災害体制をとり、災害情報の収集など防災機関の役割を十分意識して災害対応に当たること。

イ　震度５弱以上を観測した場合の対応について

（ア）直ちに市長、副市長、危機管理監が災害対策本部の設置及び今後の災害対策活動について協議を行うこと。

（イ）庁内放送、防災行政用無線の一斉放送については、①アと同様とすること。

（緊急地震速報を受信した場合、市防災行政用無線から自動で放送が流れる。）

ウ　勤務時間外及び休日の職員の参集について

（ア）職員は、勤務時間外または休日に県西部に震度 4 以上の地震があったことを知った場合には、テレビ、ラジオ等の報道に注意するものとする。

（イ）当該職員は、気象庁における地震情報で、震度が 4 以上の場合または大阪管区気象台から「ジュウサンクツナミ」等の津波警報が発表されたことを知った場合には、動員の通知の有無にかかわらず積極的に登庁し、待機するよう心がけるものとする。また、地区班は各地区の情報収集にあたるものとする。

エ　県警、消防本部、自衛隊との連携強化

災害情報の収集にあたっては、県警、消防本部、自衛隊と相互に連携を図り、一体となって災害情報収集に当たることとする。

オ　防災情報システム及び防災行政用無線の活用の徹底

（ア）防災情報システムの活用については、操作訓練の徹底や研修の充実により、災害時に迅速な運用を行うこと。

（イ）災害時には、ＮＴＴ回線の輻輳により､情報連絡等に支障が生ずることもあるため、防災行政用無線による電話やファックス等の複数の情報伝達手段を活用すること。

カ　迅速な災害活動を行うための災害対策会議の簡素化等

災害時には、迅速な対応が求められることから、会議は口頭による説明を可とし、会議の簡素化を図るとともに会議録による情報の共有化を徹底すること。

（２）動員人員の増減

第 2 編第 2 章第 1 節「応急活動体制」を参照。

（３）災害体制の決定及び対策本部設置の通知と動員方法

第 2 編第 2 章第 1 節「応急活動体制」を参照。

【災害体制の基準】

災害対策本部	種別	時期	災害体制の決定	体　制　の　内　容	業　　務
本部設置前	事前体制	震度 3 の地震が発生したとき 津波注意報が発表されたとき		総務課長 総務課補佐（行政・防災担当） 総務課防災係員 総務課行政係員 桜江支所長・次長 支所総務係員	1. 情報の収受及び伝達
	第１災害体制（震度4の地震が発生したとき）	災害発生の危険があるとき 津波警報が発表されたとき	危機管理監が副市長と協議し決定	教育長・参事職全員・課長職全員 総務課全員・支所全員 1. 災害対策を実施するに必要な人員 2. 必要と認める地区班担当員	1. 気象情報の収受および伝達 2. 各種機関への連絡 3. 被害状況の把握および報告 4. 災害対策本部の設置準備
本部設置後	第２災害体制（震度5以上の地震が発生したとき）	災害の危険が極めて増大したときまたは災害が発生したとき 大津波警報が発表されたとき	災害対策本部の設置については、市長、副市長、危機管理監が協議し決定	全職員	1. 災害予防の指示 2. 災害応急対策等の指示 3. 被災等の状況把握 4. 消防団との連絡調整
	第３災害体制	災害が発生し、さらに被害が増大するとき	災害対策本部が決定	全職員	1. 災害対策全般
特　別　体　制		市内に突発的事故及び災害が発生したとき（火災、列車事故等）	市長が決定	災害対策要員編成の詳細は、その都度決定する	災害対策各班事務分掌で定める
地区班及び派遣班		災害が発生し、その地区班が必要と判断されるとき	各災害体制の決定に従う	（地区班員） （派遣班員） 被害状況に応じて随時編成	（地区班） 巡回警戒、被害収集報告、消防団・自治会との連絡調整、資材の現地調達 （派遣班） 災害防御の指導、地元協力体制等

震度階級関連解説表

※出典：気象庁震度階級関連解説表(H21.3.31改訂版)(一部改変あり)

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下

が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言サービスや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

５．災害対策本部設置後の応援要請並びに他機関への出動

（１）対策本部内における応援

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（２）県に対する応援要請

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（３）自衛隊の災害派遣要請

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（４）他機関への出動

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

６．従事命令

災害応急対策を実施するために、災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できないときの必要な人員の動員及び雇上げは、次により行うものとし、総務部は各部の要請に基づき、奉仕団に応援を要請しまたは労務者の借上げを行うものとする。

（１）奉仕団の応援協力

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（２）労務者の雇上げ

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（３）応援要請事項

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（４）従事命令、協力命令の実施体制

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（５）損害補償

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

７．県防災ヘリコプターの活用

市は、県に対して県防災ヘリによる応援を要請することができる。なお、大規模災害時においては、県は以下の要領で臨機応援に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に発揮することとしている。

（１）県防災ヘリの活用体制の確立

第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照。

（２）県防災ヘリの運用

第 2 編第 2 章第 1 節「応急活動体制」を参照。

第2節　災害情報の収集･伝達

地震災害時において、市は災害応急対策を適切に実施するよう、県や防災関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要があります。このため、市が保有している情報伝達手段を効果的に運用し、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強･確保します。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速･的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握できるよう、市、県及び防災関係機関が相互に密接な連携をとり、災害情報等を収集･伝達することに努めます。

■主な実施担当　　情報班　・　総務班

■防災関係機関等　西日本電信電話㈱　・　NHK松江放送局　・　松江地方気象台
その他防災関係機関

災害情報の収集･伝達
- １. 情報管理体制の確立
- ２. 地震･津波警報の収集･伝達
- ３. 被害情報等の収集･伝達

１．情報管理体制の確立

（１）情報管理体制の確立

第２編第２章第２節「災害情報の収集・伝達」を参照。

（２）情報連絡手段の確保

第２編第２章第２節「災害情報の収集・伝達」を参照。

（３）県総合防災情報システムの活用

第２編第２章第２節「災害情報の収集・伝達」を参照。

（４）防災関係機関等の情報管理体制の確立

第２編第２章第２節「災害情報の収集・伝達」を参照。

２．地震情報の収集・伝達

災害時において、防災関係機関が災害対策の初動対応及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、震度速報、大津波警報、津波警報、津波注意報、地震及び津波に関する情報、その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

（１）地震に関する情報の発表、伝達及び種類

ア　発表基準

（ア）県内で震度１以上を観測したとき。

（イ）その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

（２）発表・伝達

気象庁は発表基準により「震度速報」以外の情報を津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

松江地方気象台は、知事から大津波警報、津波警報等、津波注意報及び地震・津波の現状に関する解説について要請があった場合、職員を派遣する。

（３）種類及び内容

ア　地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７．０以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

イ　その他、気象庁の提供資料

・地震解説資料

発表基準：震度４以上の揺れを観測した時等

内　　容：担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津爾警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度４以上の揺れを観測した時等に防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

・管内地震活動図及び週間地震概況

発表基準：定期

内　　容：地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料（管内地震活動図）

また、気象庁本庁、管区気象台及び沖縄地方気象台は週毎の資料を作成する（週間地震概況）。毎週金曜日発表。

（４）緊急警報放送システム（EWS）

ＮＨＫは緊急警報放送システムにより「大津波警報」及び「津波警報」を放送する。

地震情報（震源・震度に関する情報）の例

地震情報（震源・震度に関する情報）
平成 16 年 4 月 20 日 22 時 30 分　大阪管区気象台発表
きょう 20 日 22 時 23 分頃地震かありました。
震源地は、島根半島沖（北緯 35.7 度、東経 133.2 度、松江市の北 40 ㎞付近）で、震源の深さは 30 ㎞
地震の規模（マグニチュード）は 7.0 と推定されます。
［震度３以上が観測された地域］
震度６弱　島根県東部　島根県隠岐
震度５強　鳥取県中・西部
震度５弱　島根県西部
震度４　　鳥取県東部　岡山県北部
震度３　　広島県北部
［震度５弱以上が観測された市町村］
震度６弱　松江市　出雲市　西郷町　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の市町村名
　震度５強　平田市　米子市　境港市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の市町村名
　震度５弱　安来市　宍道町大田市　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の市町村名
［震度５弱以上と考えられるが現在震度を入手していない市町村］
島根大東町

津波警報等（警報あるいは注意報）を発表中です。

情報　第○号＝

地震情報（各地の震度に関する情報）の例

各地の震度に関する情報
平成 16 年 4 月 20 日 22 時 45 分　松江地方気象台発表
きょう 20 日 22 時 23 分頃地震がありました。
震源地は、島根半島沖（北緯 35.7 度、東経 133.2 度、松江市の北 40 ㎞付近）で、震源の深さは 30 ㎞
地震の規模（マグニチュード）は 6.8 と推定されます。
各地の震度は次のとおりです。
なお、＊印は気象庁以外の震度観測点の情報です。
島根県　震度６弱　松江市西生馬町　出雲市今市町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
震度５強　松江市西津田　平田市平田町＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
震度５弱　安来市安来町＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
震度４　　浜田市大辻町　島根旭町今市＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
震度３　　匹見町後谷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
［震度５弱以上と考えられるが現在震度を入手していない観測点］
島根大東町大東
鳥取県　震度５強　米子市博労町　境港市東本町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
震度５弱　倉吉市岩倉氷峯　淀江町西町＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
震度４　　鳥取市吉方　鳥取岩美町浦富・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
震度３　　智頭町　青谷町青谷＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
岡山県　震度４　　岡山川上村上福田＊　八束村上長田＊・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
震度３　　新庄村役場＊　中和村下和＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
震度２　　美甘村美甘＊　岡山加茂町塔中＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
震度１　　津山市林田　津山市山北＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
広島県　震度３　　三次市十日市中　西城町熊野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
　　震度２　　豊平町都志見　上下町矢多田嶽山・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名
　　震度１　　広島千代田町有田　福山市松永町・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他の観測点名

津波警報等（警報あるいは注意報）を発表中です。

（５）震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市町村に整備した計測震度計により、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する。

また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部、県及び国の関係機関等に提供する。

さらに震度情報を有効活用する観点から、松江地方気象台とオンライン接続し、気象庁の震度情報に含めて発表する。

島根県震度情報ネットワーク

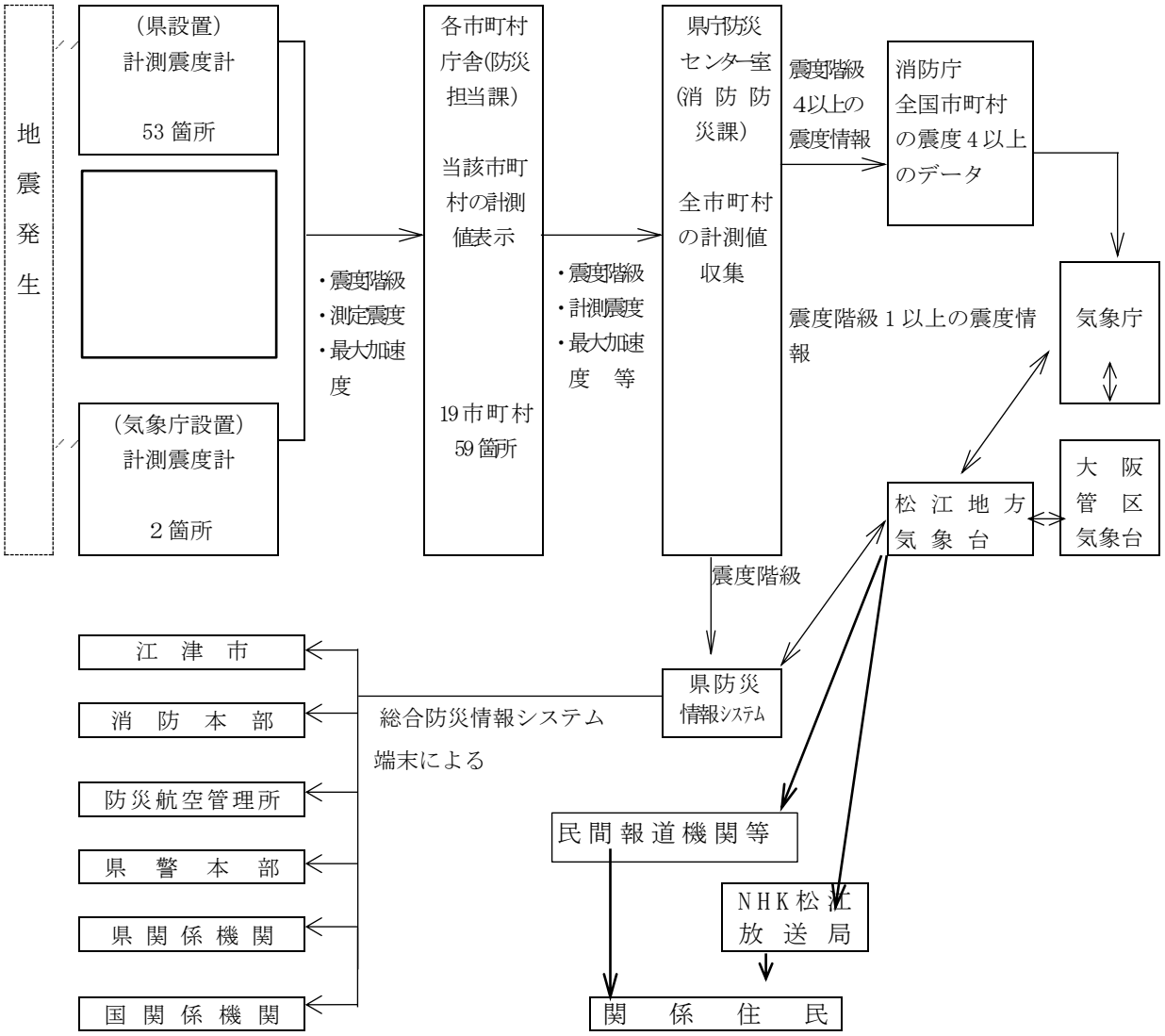

３．被害情報等の収集・伝達

（１）被害情報の収集・把握

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項であるため、市をはじめ防災関係機関は、地震災害の発生に際して、管内または所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

（２）被害状況の調査

ア　調査実施者

（ア）県管理以外の被害については、市において行う。調査実施が困難な場合は、県に協力を要請することができる。

（イ）市長は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

イ　調査の種類

調査の種類は災害時期別に次のとおり行うものとする。

（ア）発生調査

市は災害の発生についての通報を受けた場合、直ちにその概況を調査する。

本調査は、災害にともなう応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査するものとする。

（イ）中間調査

災害発生後の状況の変化にともない、できる限り詳細に調査するものとする。

本調査は、被害の変動にともない諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って、できる限りその都度行う。

（ウ）確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査するものとする。

本調査は、災害にともなう応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるので、正確を期するものとする。

ウ　調査事項

島根県地域防災計画（資料編）において定める被害報告様式の内容について調査する。

エ　被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害、建物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準（1）による。ただし、発生速報にかかる被害については、判定基準（2）による。

判定基準の一覧表は、第２編第２章第２節「災害情報の収集・伝達」を参照。

オ　被害状況の通報及び被害状況報告

被害状況報告の系統図は、風水害編を参照。

（ア）関係機関の行う通報及び報告

①江津市防災会議を構成する機関が、それぞれの機関において収集した災害情報の系統機関への報告は、各機関において定められた基準に従って行うこととするが、収集した情報のうち、必要と認められるものについては、すみやかに防災会議会長あて通報するものとする。

◎連絡事項

ａ．災害の原因

ｂ．災害発生の日時

ｃ．災害発生場所または地域

ｄ．災害の程度（事項別内訳被害程度）

ｅ．応急措置（事前措置を含む）の概要

ｆ．復旧状況

ｇ．今後の措置方針

ｈ．災害対策本部設置の有無

ｉ．その他必要と認める事項

②防災会議会長は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検察するよう指示し、設置していない機関については適宜ＦＡＸで伝達する。

（イ）市における通報及び報告

①通報責任者

市は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、県総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

②被害状況等の取りまとめ及び報告

○市から県への報告

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県総合防災情報システムにより直ちに県へ連絡する。

・各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ県総合防災情報システムによる所定の様式により行う。

・災害発生速報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により防災危機管理課（本部設置後は、総務部庶務班）及び浜田県土整備事務所に報告する。

・被害状況の報告に当たっては、防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに県総合防災情報システムの被害地点報告として登録し、報告する。

・被害規模を早期に把握するため、市（消防本部）は情報（119 番が殺到する状況等）を積極的に収集し、県及び国へ報告する。

○市から国への報告

市が県に報告できない場合または特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、市は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録した場合、市は、第一報を県に対して行うだけでなく、消防庁に対しても、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報の報告についても引き続き消防庁に対して行う（第 3 直接即報基準)。

③報告の種類及び時間

報告の種類及び時間は、第 2 編第 2 章第 2 節「災害情報の収集・伝達」を参照。

第3節　災害広報

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要があります。

このため、市及び防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努めます。

■主な実施担当　　総務班　・　情報班
■防災関係機関等　　消防本部　・　江津警察署　・　その他防災関係機関

災害広報
- 1. 市による災害広報の実施
- 2. 関係機関等による災害広報の実施
- 3. 住民等からの問い合わせに対する対応

1．市による災害広報の実施

（１）基本事項

第 2 編第 2 章第 3 節「災害広報」を参照。

（２）広報の方法

市は独自に、あるいは警察・ライフライン関係機関等と連携し、次の事項を中心に災害広報を実施する。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難勧告等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

ア　一般広報

（ア）広報内容

地震発生直後の広報

①地震に関する情報（気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等今後の地震への警戒）

②津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報等発表状況）

③避難の必要の有無等（大津波警報、津波警報を覚知し、避難勧告等を実施した場合、即時広報等）

（イ）地震による被害発生時の広報

①災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）

②災害応急対策の状況（地域ごとの取組状況等）

③道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）

④電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

⑤医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

⑥応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性と要請方法）

（ウ）応急復旧活動段階の広報

①市民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）

②給食・給水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

（エ）支援状況受け入れに関する広報

①各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

②義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

（オ）被災者に対する広報

市による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

（カ）その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

（キ）帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し､自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

イ　広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県または報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するものとする。

また、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難勧告等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

（ア）防災行政用無線（戸別受信機・屋外拡声装置)、ＣＡＴＶ等による広報

（イ）広報車による広報

（ウ）ハンドマイクによる広報

（エ）広報紙、掲示板による広報

（オ）インターネットによる広報

a　ホームページ等を活用した広報

b　携帯電話を活用した情報提供

c　ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

ウ　報道機関への広報

県と同様、市広報担当班が定期的に記者発表の場を設け、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害時は、県による報道機関調整を要請する。

２．関係機関等による災害広報の実施

（１）基本事項

防災関係機関は、事前に定めた地震災害時の広報計画に基づき、一般市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市、県及び報道機関に広報を要請する。

（２）広報の方法

第 2 編第 2 章第 3 節「災害広報」を参照。

３．住民等からの問い合わせに対する対応

（１）体制の整備

市は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

（２）安否情報の提供

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4節　広域応援体制

地震災害が発生し、被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要があります。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実します。また、災害時に協定等に基づく応援要請が迅速に行えるよう、職員の研修、訓練等を実施し協定の実効性の確保に努めるとともに、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めます。

■主な実施担当　　人事班　・　総務班
■防災関係機関等　浜田県土整備事務所　・　消防本部

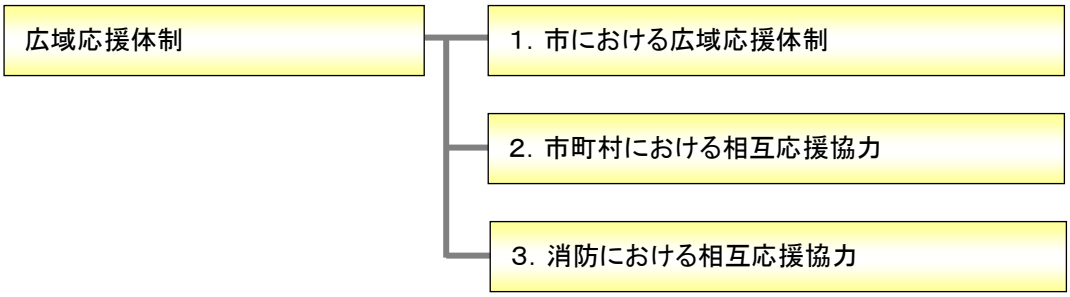

1．市における広域応援体制

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」を参照。

2. 市町村における相互応援協力

（１）市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」を参照。

（２）市内所在機関相互の応援協力

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」を参照。

3．消防における相互応援協力

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」を参照。

第5節　自衛隊の災害派遣体制

地震災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想されます。このような場合に、市長は、人命または財産の保護のため、自衛隊災害派遣について県に要請します。

■主な実施担当　　人事班 ・ 総務班
■防災関係機関等　陸上自衛隊第 13 偵察隊 ・ 海上自衛隊舞鶴地方隊
航空自衛隊第 3 輸送航空隊 ・ 浜田県土整備事務所 ・ 島根県総務部

自衛隊の災害派遣体制
- 1. 自衛隊の災害派遣要請の方法
- 2. 自衛隊の災害派遣活動
- 3. 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

1．自衛隊の災害派遣要請の方法

（１）災害派遣要請基準

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

（２）災害派遣の範囲

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

（３）知事に対する災害派遣要請の要求

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

（４）災害派遣要請の要求ができない場合の措置

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

2．自衛隊の災害派遣活動

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

3．自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

（１）派遣部隊の受入体制

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

（２）準備

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

（３）経費の負担区分

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

第6節　災害救助法の適用

地震災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施されます。このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続き等について示します。

■主な実施担当　　援護班
■防災関係機関等　島根県防災部防災危機管理課

災害救助法の適用
- 1. 災害救助法の適用及び実施機関
- 2. 災害救助法の適用基準
- 3. 被災世帯の算定基準
- 4. 災害救助法の適用手続き
- 5. 災害救助の実施方法等

1．災害救助法の適用及び実施機関

（１）災害救助法の適用

第２編第２章第６節「災害救助法の適用」を参照。

（２）実施機関

第２編第２章第６節「災害救助法の適用」を参照。

2．災害救助法の適用基準

（１）災害救助法適用基準（災害救助法施行令第１条）

第２編第２章第６節「災害救助法の適用」を参照。

3．被災世帯の算定基準

（１）被災世帯の算定

第２編第２章第６節「災害救助法の適用」を参照。

（２）住家の滅失等の認定

第２編第２章第６節「災害救助法の適用」を参照。

（３）家及び世帯の単位

第 2 編第 2 章第 6 節「災害救助法の適用」を参照。

４．災害救助法の適用手続き

第 2 編第 2 章第 6 節「災害救助法の適用」を参照。

5. 災害救助の実施方法等

第 2 編第 2 章第 6 節「災害救助法の適用」を参照。

第7節　避難活動の迅速な推進

地震時の津波、火災、土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難勧告等発令権者は、関係する地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立退きを勧告し、または、指示する等の措置をとる必要があります。特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じるものとします。

■主な実施担当　　総務班 ・ 教育班 ・ 援護班 ・ 土木･建設班 ・ 農林水産班
■防災関係機関等　消防本部 ・ 江津警察署 ・ その他防災関係機関

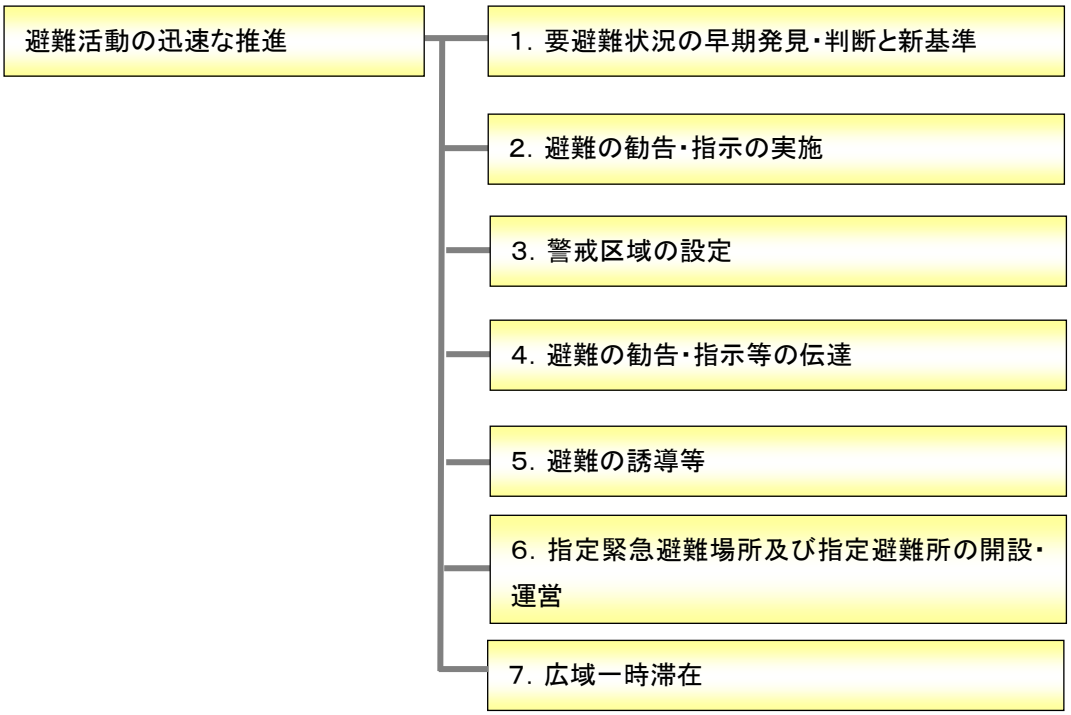

１．要避難状況の早期発見・判断と新基準

（１）要避難状況の把握活動の早期実施

第２編第２章第７節「避難活動」を参照。

（２）避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

ア　津波への自衛措置

近海で地震が発生した場合には、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震（震度４以上）を感じた時、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、市、海上保安官及び関係住民等は、地震発生と

ともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

（ア）市

①直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに大津波警報、津波警報及び津波注意報の発表前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。
この際、要配慮者への情報伝達には特に配慮し、各種伝達手段、機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実にわかりやすい伝達を行うよう努める。

②沿岸市町村に対する大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達は、ラジオ・テレビ等の放送による方が早い場合が多いので、地震発生後少なくとも 1 時間はＮＨＫの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、大津波警報、津波警報が放送されたときには住民等に対して直ちに避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。このほか県、警察及びＮＴＴ事業所等から大津波警報、津波警報が伝達された場合にも同様な措置を取る。

③大津波警報、津波予報及び避難の指示の伝達に漏れがないようにするため、港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

（イ）海上保安官署等の取るべき措置

①海上保安官署の取るべき措置

海上保安署は津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、または港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

②船舶所有等の取るべき措置

入港中の船舶所有者等は津波対策として、大・中型船については港外（水深の深い広い海域）に退避し、港外退避出来ない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

（ウ）関係住民の取るべき措置

地震発生後、沿岸付近の住民等は、市長の避難勧告又は避難指示（緊急）の有無に関わらず、直ちに安全な場所へ避難出来るよう可能な限り、ラジオ・テレビの放送を聴取する。

イ　火災、危険物等の漏洩からの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、または危険物等の流出拡散危険が予測される場合に非難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

ウ　浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所などにおける土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

（３）避難対策の新基準

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

２．避難勧告等の実施

（１）避難準備・高齢者等避難開始の発令及び時期

第２編第２章第７節「避難活動」を参照。

（２）避難勧告等権者及び時期

第２編第２章第７節「避難活動」を参照。

（３）避難勧告等の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

ア　避難勧告等の時期

地震災害時に津波が発生した場合、同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、またはガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他土砂災害危険から住民の生命及び身体を保護するため必要とする場合などに発する。

イ　避難勧告等の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、または促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ　相互の連絡協力

関係機関（者）は避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの勧告、指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

（４）市の実施する避難措置

第２編第２章第７節「避難活動」を参照。

（５）病院・社会福祉施設等における避難措置

第２編第２章第７節「避難活動」を参照。

（６）駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

第２編第２章第７節「避難活動」を参照。

（７）車両等の乗客の避難措置

第２編第２章第７節「避難活動」を参照。

３．警戒区域の設定

（１）警戒区域の設定権者

第２編第２章第７節「避難活動」を参照。

（２）警戒区域（災害対策基本法第 63 条関係）の設定

第２編第２章第７節「避難活動」を参照。

４．避難勧告等の伝達

（１）避難計画に基づく伝達

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

（２）災害状況に応じた伝達

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

（３）要配慮者への配慮

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

（４）各種施設等

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

５．避難の誘導等

（１）地域における避難誘導等

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

（２）医療施設・社会福祉施設等における避難誘導

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

（３）駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

（４）学校等における避難誘導

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

（５）避難誘導時の安全確保

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

６．避難所の開設・運営

（１）避難所の開設

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

（２）開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

７．広域一時滞在

（１）市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

（２）県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。

（３）県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。

国は、県から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

（４）市は、指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（５）国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

（６）県は、国が要請を受けた場合に作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

第8節　消防活動

地震、津波に伴い火災が発生した場合、市・消防機関は、住民、消防団、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要があります。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施します。

■主な実施担当　　総務班

■防災関係機関等　消防本部　・　江津市消防団　・　その他防災関係機関

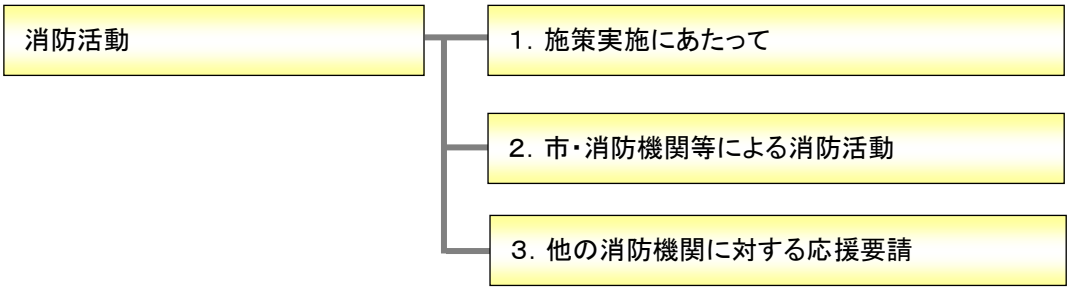

1．施策実施にあたって

（１）臨機応変な消防活動

地震・津波火災は、発生する時期、気象条件、地域の市街地化状況、消防水利や消防ポンプ車等の消防力等により被害の様相が異なり、臨機応変な応急対策が必要となる。特に、震災時には、断水による消火栓の使用支障、倒壊した建物、道路の陥没等による通行支障及び電話の断線や輻輳による 119 番通報支障の消防活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した対策を実施する必要がある。

（２）応援隊との連携

地震火災等が拡大した場合、被災地域のみで対応するのは困難であるため他の地域からの応援隊を要請するが、それらの応援隊といかに連携するかが鍵となる。早期に指揮命令系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な消防活動を行う。

（３）消防用緊急通行車両の通行の確保

第 2 編第 2 章第 8 節「消防活動」を参照。

2．市・消防機関等による消防活動

（１）市・消防本部の消火活動

第 2 編第 2 章第 8 節「消防活動」を参照。

（２）消防団による消火活動

第 2 編第 2 章第 8 節「消防活動」を参照。

（３）市民の対策

第 2 編第 2 章第 8 節「消防活動」を参照。

３．他の消防機関に対する応援要請

（１）消防相互応援協定による応援要請

第 2 編第 2 章第 8 節「消防活動」を参照。

（２）知事による応援出動の指示

第 2 編第 2 章第 8 節「消防活動」を参照。

（３）県への応援要請上の留意事項

第 2 編第 2 章第 8 節「消防活動」を参照。

第9節　救急･救助活動

地震災害時において、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の発生に際して、多数の救急･救助事象が発生した場合、住民を救出し、救急･救助する必要が生じます。この際、各関係機関は、相互に密接に連携し、迅速かつ的確な救急･救助活動を実施します。

■主な実施担当　　総務班　・　援護班
■防災関係機関等　消防本部　・　医療機関　・　その他防災関係機関

救急･救助活動
- 1. 救急･救助活動
- 2. 救急･救助用資機材等の確保

1．救急・救助活動

（１）救急・救助活動

第 2 編第 2 章第 9 節「救急・救助活動」を参照。

（２）住民及び自主防災組織による救急救助活動

第 2 編第 2 章第 9 節「救急・救助活動」を参照。

2．救急・救助用資機材等の確保

（１）救急救助用装備・資機材の調達

第 2 編第 2 章第 9 節「救急・救助活動」を参照。

車両の確保については、本章第 13 節「緊急輸送」を参照。

（２）救急車・救助工作車の配備状況

第 2 編第 2 章第 9 節「救急・救助活動」を参照。

第10節　医療救護

地震災害時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想されます。

このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、市は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに後方医療体制の確立を図ります。

また、事態が安定してきた段階では、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要があり、住民への巡回健康相談やメンタルケア等を実施していきます。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」によります。

■主な実施担当　　援護班

■防災関係機関等　日本赤十字社島根県支部　・　島根県医師会　・　消防本部
浜田保健所

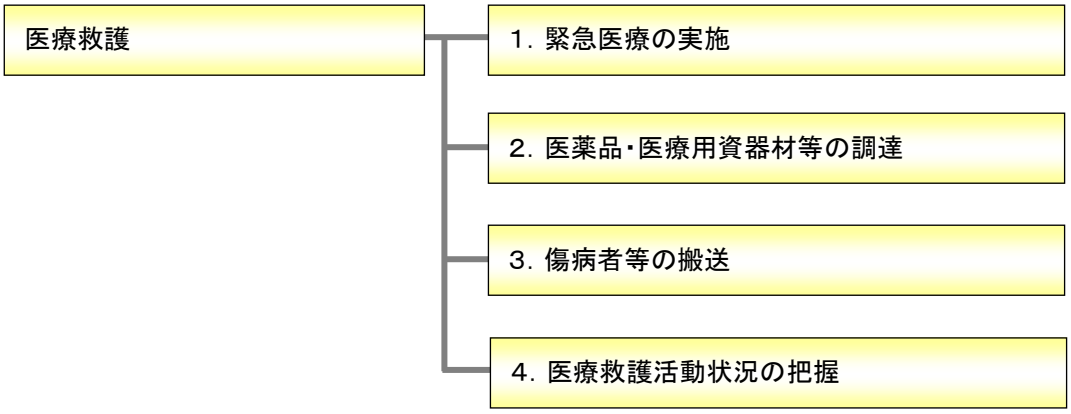

1．緊急医療の実施

（１）医療救護活動

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

（２）助産救護活動

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

2．医薬品・医療用資器材等の調達

（１）医薬品・医療用資器材等の調達

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

緊急輸送については、本章第 13 節「緊急輸送」参照。

（２）輸血用血液製剤の供給

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

３．傷病者等の搬送

（１）傷病者等の収容施設の確保

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

（２）傷病者搬送の手順

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

（３）傷病者搬送体制の整備

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

（４）透析患者等への対応

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

４．医療救護活動状況の把握

（１）被災地における医療ニーズの把握

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

（２）医療救護活動の集約及び広報活動の実施

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

第11節　警備活動(県警の対応)

市内に大規模な地震災害が発生した場合には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要です。

このため、地震災害時には、島根県警察災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救助、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処することとなっています。

本節の警備活動は、県(警察本部)によって実施されるものですが、市は、当該警備が円滑に実施されるよう配慮し協力します。

■主な実施担当　　総務班 ・ 教育班 ・ 援護班
■防災関係機関等　島根県警察本部 ・ 江津警察署 ・ 消防本部

警備活動(県警の対応)
- 1. 災害警備体制の確立
- 2. 災害警備措置

１．災害警備体制の確立

（１）県警備本部の設置

①島根県警察甲号災害警備本部の設置

島根県内で震度 5 強以上の地震が発生し、もしくは県沿岸に津波警報（大津波）が発表された場合または大震災が発生し、もしくは発生したと認められる場合、警察本部に甲号災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

②島根県警察乙号災害警備本部の設置

島根県内で震度 5 弱の地震が発生し、もしくは県沿岸に津波警報（津波）が発表された場合、警察本部に乙号災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

③警察署災害警備本部

震度 5 弱以上を観測した地域及び津波警報が発表された沿岸部を管轄する警察署並びに被災地を管轄する警察署に、警察本部に準じて警察署災害警備本部を設置する。

（２）警察職員の参集、招集

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

（３）警備部隊の編成及び運用

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

（４）警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

２．災害警備措置

（１）災害情報の収集

被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備諸対策を的確に推進するため、おおむね次の事項について情報収集を行う。

ア　初期段階

（ア）家屋、ビル等の倒壊状況

（イ）主要道路・橋梁の損壊状況

（ウ）火災の発生状況

（エ）津波の来襲状況

（オ）死傷者、行方不明者等の状況

（カ）住民の避難状況

（キ）電話、電気、水道、ガス等のライフライン及びＪＲの被害状況

（ク）重要施設等の被害状況

イ　その後の段階

（ア）被災者の動向

（イ）被災地、避難所等の治安状況

（ウ）流言飛語の発生状況

（エ）交通規制の実施状況

（オ）防災関係機関による災害応急対策の進ちょく状況

（カ）ライフライン等の復旧状況及び見通し

（２）避難誘導

ア　避難誘導措置

避難誘導は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

（ア）大火の発生、津波の来襲等、広域にわたって被害の発生が予想される場合などは、避難の指示を行う前であっても、関係市町村長と協議の上、要配慮者に対し、事前に安全な避難先に避難するよう指導する。

（イ）避難対象地域が広範囲にわたるときは、危険性の高い地域から避難誘導を行う。

（ウ）自治会、職場単位等の集団避難を原則とし、統制ある避難誘導を行う。

（エ）病院、学校、駅、ショッピングセンターその他多数人が利用する場所については、管理者等の誘導による避難を原則とする。ただし、火災の発生など危険が切迫しているときは、所要の部隊を派遣し、管理者等に協力して安全な場所へ誘導する。

（オ）避難先において、火災の発生や山（がけ）崩れ等による二次災害の発生が予想される場合には、機を失することなく速やかに避難先を変更する。

イ　避難誘導時の広報

避難誘導に当たっては、避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難先、避難上の留意事項等について現場広報を行い、混乱等による事故を防止する。

ウ　避難誘導時の安全確保

避難誘導に当たっては、避難誘導に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者等の避難支援などを行う。

（３）救出・救助

救出・救助は、被害の状況に応じて次により部隊を重点的に投入して行う。

ア　措置要領

（ア）倒壊家屋の密集地域及び病院、学校、駅並びに山（がけ）崩れによる家屋埋没箇所等、多数の負傷者が認められる場所を重点に行う。

（イ）救出した負傷者は、応急処置を施した後、消防、日赤等の救護機関に引継ぎ、病院等に収容する。

（ウ）救出活動に当たっては、見張り員の配置、装備資機材の活用に細心の注意を払うなど、二次災害の防止措置を講じて行う。

イ　装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するほか、重機保有業者等の協力を得て、迅速かつ効果的な救出活動を行う。

（４）交通秩序の維持

本章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（５）遺体の見分、検視

第 2 編第 2 章第 11 節「警備活動（県警の対応）」を参照。

（６）行方不明者の調査及び迷い子等の保護

第 2 編第 2 章第 11 節「警備活動（県警の対応）」を参照。

（７）地域安全対策

第 2 編第 2 章第 11 節「警備活動（県警の対応）」を参照。

（８）援助要請

第 2 編第 2 章第 11 節「警備活動（県警の対応）」を参照。

第12節　交通確保、規制

地震・津波発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、路面、橋梁等の亀裂、陥没等交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想されます。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されます。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開（道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ること）し、破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件です。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ、緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行います。

■主な実施担当　　土木・建設班　・　管理班　・　総務班　・　農林水産班
■防災関係機関等　江津警察署　・　消防本部　・　浜田県土整備事務所

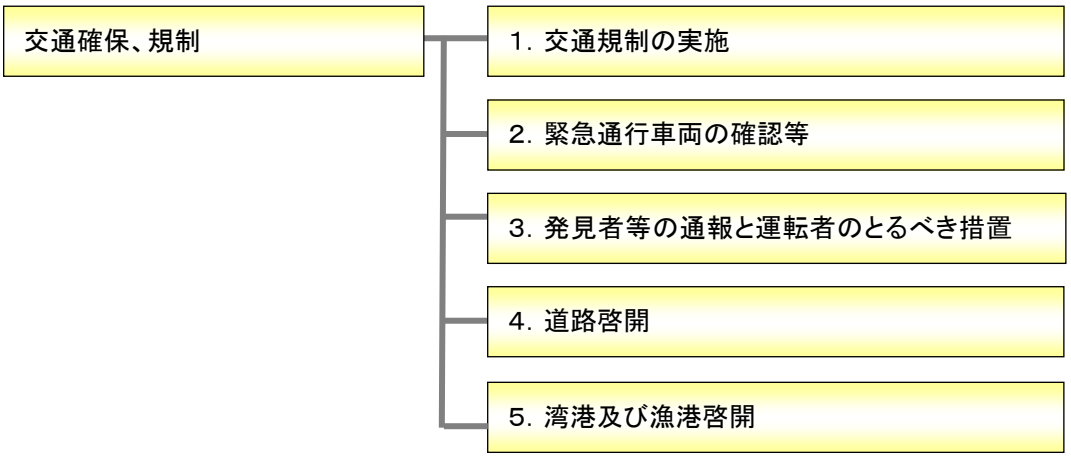

１．交通規制の実施

（１）道路管理者の交通規制の実施方法

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（２）警察機関の交通規制の実施方法

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（３）自衛官または消防吏員

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（４）港湾管理者及び海上保安本部

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（５）道路管理者等と警察機関の相互連絡

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（６）う回路の設定

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（７）規制の標識等

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（８）規制の広報・周知

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（９）規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県（土木部道路維持課）又は日本道路交通情報センターに連絡する。

(10) 路上放置車両等に対する措置

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

２．緊急通行車両の確認等

（１）緊急通行車両の確認

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（２）緊急通行車両の事前届出・確認

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

３．発見者等の通報と運転者のとるべき措置

（１）発見者等の通報

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（２）災害発生時における運転者のとるべき措置

ア　地震・津波災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

（ア）走行中の場合は、次の要領により行動すること。

・できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

・停車後は、カーラジオ等により罹災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

・車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

（イ）避難のために車両を使用しないこと。

イ　道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

（ア）区域または道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外または道路外の場所へ移動すること。

（イ）当該道路の区間以外または道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

（ウ）警察官の指示を受けたときには、その指示に従って車両を移動し、または駐車しなければならない。

４．道路啓開

地震・津波発生直後の道路は自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去（道路啓開）し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ、緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

（１）緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（２）道路啓開作業の実施

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

５．湾港及び漁港啓開

（１）緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定された港湾及び漁港の各管理者は、啓開が必要な港湾及び漁港について情報収集を行い、優先順位を決めて港湾及び漁港の啓開を実施する。

（２）港湾及び漁港啓開作業の実施

県及び市は、港湾及び漁港並びに臨港道路の啓開を的確、迅速に行う。

啓開で発生した土砂・流木等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

（３）航路等の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国[国土交通省、農林水産省]に報告するとともに、障害物の除去等に努める。

第13節　緊急輸送

地震災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要です。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じます。

■主な実施担当　　商工班 ・ 管理班
■防災関係機関等　江津警察署 ・ 貨物自動車運送事業者 ・ その他防災関係機関

緊急輸送
- １. 緊急輸送の実施
- ２. 緊急輸送手段等の確保
- ３. 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

１．緊急輸送の実施

（１）緊急輸送の実施責任者

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

（２）緊急輸送の対象

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

２．緊急輸送手段等の確保

（１）緊急輸送手段

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

（２）輸送条件

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

（３）強制確保

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

（４）費用の基準及び支払い

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

３．緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

（１）緊急輸送道路の確保

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

（２）輸送拠点等の確保

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

（３）輸送拠点の開設

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

（４）関係機関及び住民等への周知

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

第14節　浸水、土砂災害対策

市内の河川、護岸、ダム、ため池、急傾斜地等においては、地震・津波後、施設の損壊による浸水や土砂災害による被害をもたらす可能性があり、それらの防止のため、監視及び応急措置等を講ずる必要があります。このため、市及び県、関係機関等は、浸水、土砂災害への警戒を行い、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を実施し、浸水、土砂災害による被害の拡大防止のための措置を講じることとします。

■主な実施担当　　土木・建設班　・　情報班　・　総務班
■防災関係機関等　国土交通省浜田河川国道事務所　・　浜田県土整備事務所
　　江津警察署　・　消防本部　・　その他防災関係機関

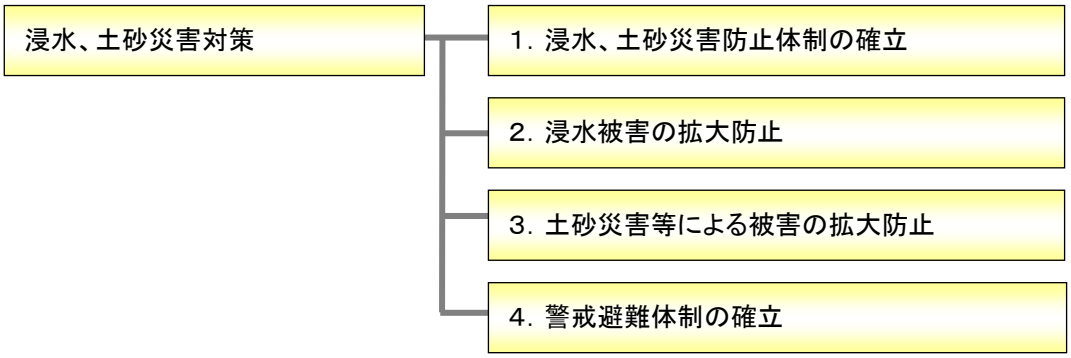

１．浸水、土砂災害防止体制の確立

市は、河川施設及び海岸施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため「江津市水防計画」に定めた方法により確立する。また、急傾斜地等における土砂災害に対応するための体制を確立する。

２．浸水被害の拡大防止

（１）点検、警戒活動

河川の管理者及び砂防施設管理者は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

（２）水門及び樋門の操作

水門、樋門は地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、各施設の管理者は開閉の点検を行うものとする。

（３）ダムの点検

ダムの管理者は、ダムの基礎部に設置した地震計により観測された最大加速度が 25gal 以上である地震、またはダム周辺地域について発表された気象庁震度階級が 4 以上である地震が発生した場合、直ちに「地震発生後のダム臨時点検要領（案）（国土交通省河川局通達）」に基づいて臨時点検を行う。

（４）ため池の点検

ため池の管理者は、ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が 4 以上である地震が発生した場合、「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、市、県を通じて中国四国農政局長に報告する。市はため池の管理者に震災後の点検･報告について周知指導する。対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講ずる。

（５）水防計画に準拠した活動

地震、津波により、浸水対策の必要があると認められる場合には「江津市水防計画」及び「島根県水防計画」に準拠して浸水対策措置を実施する。

３．土砂災害等による被害の拡大防止

（１）土砂災害発生前

市及び県は、地域で地震・津波に伴う土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合においては、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

（２）土砂災害発生後

市及び県は、急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険渓流等における土石流及び地すべり危険箇所等における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、市及び県は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

（３）土砂災害の防止措置

地震・津波時に土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、市は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

４．警戒避難体制の確立

第 2 編第 2 章第 15 節「土砂災害対策」を参照。

第15節　施設等の応急対策

社会公共施設を始め、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路、鉄道等の交通施設等及び河川施設及びその他の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たします。このため、市、県、施設管理者及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施します。地震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行います。

■主な実施担当　　土木・建設班　・　上下水道班　・　総務班
■防災関係機関等　中国電力㈱　・　LPガス事業者　・　西日本電信電話㈱

施設等の応急対策
- 1. 社会公共施設の応急対策
- 2. 建築物の応急対策
- 3. 危険物施設等の応急対策
- 4. 農作物、家畜及び関連施設の応急対策
- 5. ライフライン施設の応急復旧
- 6. 交通施設の応急対策
- 7. 河川砂防及び治山施設の応急対策

１．社会公共施設の応急対策

社会公共施設の応急対策は、震災後の利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。このため、各施設所管各課及び施設管理者は、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、対応する。

２．建築物の応急対策

（１）応急対策実施体制の確立

ア　市

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、浜田県土整備事務所の建築担当部署と密接な連携をとり応急対策活動にあたる。

イ　建築関係団体等

県より要請があったときは速やかに応急対策体制を設置し、市及び県が実施する応急対策活動に協

力する。

ウ　応急対策実施体制の整備

平素から応急対策体制、連絡体系、応急活動の役割分担等を整備し、関係機関の周知を図る。特に、応急補修・復旧のための労務・資材等の確保については、各業界と動員体制や調達方法を取り決めておくことが重要である。

（２）応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下の恐れがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、市が独自に調査や補修を行うことが困難な場合は、県に支援を要請する。

（３）応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の地震による倒壊や、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

地震・津波発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施にあたっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるものとするが、市で対応できないものについては県に必要な支援を要請する。

また、判定によって建物の使用を制限する必要がある場合は、建築物の管理者や使用者に十分な説明をし、二次災害の発生を防止する。

（４）宅地危険度判定の実施

地震･津波発生後速やかに宅地被害の状況を把握し､危険度判定を行う必要があると認めた場合は、当該市町村に宅地判定実施班を設置し､県に支援を要請するとともに､住民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

（５）応急対策業務への応援要請

市は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請する。

３．危険物施設等の応急対策

危険物施設等は、震災時における火災、爆発、漏洩及び流出等により、周辺地域住民に対しても大きな被害を与える恐れがある。したがって、これらの施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

４．農作物、家畜及び関連施設の応急対策

市長は、地震・津波が発生した場合、農作物、家畜及び関連施設等の被害状況を管轄する支庁農林局又は西部農林振興センターに被害状況を報告する。

５．ライフライン施設の応急復旧

（１）災害情報の収集・伝達

第 2 編第 2 章第 16 節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

（２）災害応急活動体制の確立

第 2 編第 2 章第 16 節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

（３）応急措置の実施

第 2 編第 2 章第 16 節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

（４）災害広報等の実施

第 2 編第 2 章第 16 節「ライフライン施設等の応急復旧」を参照。

６．交通施設の応急対策

（１）道路施設の応急対策

市は、道路被害及び道路上の障害物の状況調査を実施し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通の確保に努める。被害及び措置状況については速やかに県に連絡を行う。

（２）港湾及び漁港施設の応急対策

ア　港湾施設応急対策

港湾施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

イ　漁港施設応急対策

漁港施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

７．河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策

（１）河川及び海岸保全施設応急対策

河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増派を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮するものとする。また、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施するものとする。

（２）砂防施設（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設含む）

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

（３）治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

（４）応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（以下「暫定法」という。）に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧することとする。

第16節　要配慮者の安全確保

災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動を取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすいといえます。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となります。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進します。

■主な実施担当　総務班 ・ 人事班 ・ 情報班 ・ 管理班 ・ 教育班 ・ 農林水産班
商工班 ・ 土木・建設班 ・ 上下水道班 ・ 衛生班 ・ 援護班

■防災関係機関等　江津警察署 ・ 消防本部 ・ その他防災関係機関

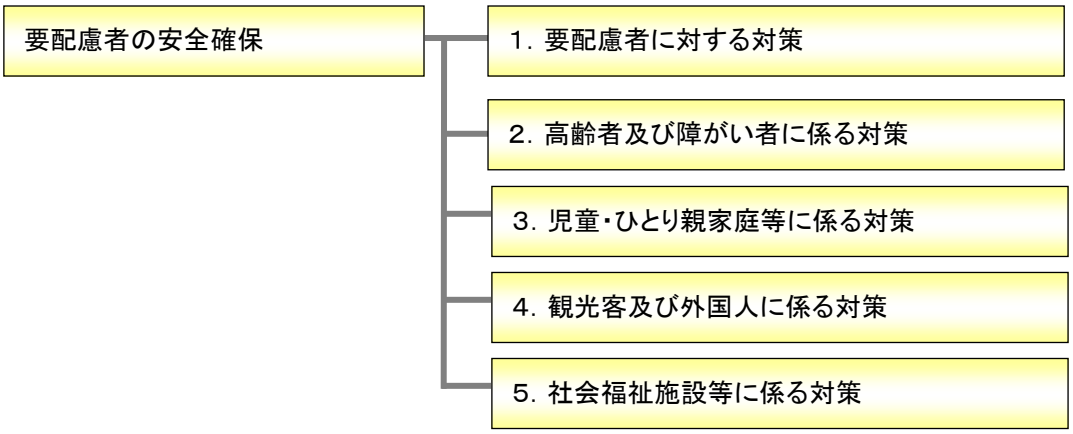

1．要配慮者に対する対策

（１）市が実施する要配慮者対策

第 2 編第 2 章第 17 節「要配慮者の安全確保」を参照。

2．高齢者及び障がい者に係る対策

第 2 編第 2 章第 17 節「要配慮者の安全確保」を参照。

3．児童・ひとり親家庭等に係る対策

（１）要保護児童の援護

第 2 編第 2 章第 17 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（２）児童の保護等のための情報伝達

第 2 編第 2 章第 17 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（３）ひとり親家庭等の支援

第 2 編第 2 章第 17 節「要配慮者の安全確保」を参照。

４．観光客及び外国人に係る対策

（１）観光客の安全確保

第 2 編第 2 章第 17 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（２）外国人の安全確保

第 2 編第 2 章第 17 節「要配慮者の安全確保」を参照。

５．社会福祉施設等に係る対策

（１）入所者・利用者の安全確保

第 2 編第 2 章第 17 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（２）県・市への応援要請等

第 2 編第 2 章第 17 節「要配慮者の安全確保」を参照。

（３）市及び県の支援活動

第 2 編第 2 章第 17 節「要配慮者の安全確保」を参照。

第17節　集積配分拠点運営計画

大規模地震災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する必要がある場合、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被害の生活上の制約の解消を支援する必要があります。

そのため、市は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災市民に供給できるよう、関係各課と県、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施します。また、物資の供給を円滑に進めるため、市は指定避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告します。

■主な実施担当　　総務班 ・ 商工班 ・ 管理班
■防災関係機関等　広島食料事務所松江事務所浜田支所
　　貨物自動車運送事業者 ・ 日本赤十字社島根県支部

集積配分拠点運営計画
- 1. 救援物資の管理体制
- 2. 救援物資の供給体制

１．救援物資の管理体制

災害対策本部総務班は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各班の要員を本部総務班に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。関係各班は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるものとする。

２．救援物資の供給体制

（１）救援物資の供給体制

大規模地震・津波災害時は、備蓄食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災住民に効果的に供給する。

（２）災害時の物資の供給方法

ア　各業者との連携

災害時に流通物資が必要になった場合、各班は、事前に協定締結している流通在庫物資等を扱う関連業者や輸送業者と連携をとり（業者団体または個別業者に要請するなど）、必要物資等の確保に努める。

イ　被災地における需要の把握

被災地における需要の把握は、基本的に市の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、県に協力を要請する。

ウ　災害対策本部との連携

救援物資の一元管理体制のもとで効果的な供給を継続して実施できるよう、本部担当班に派遣された各班の派遣要因は、担当班と連携をとるとともに、所属の班員との情報連絡を継続するものとする。

第18節　食料の確保及び供給

地震災害時には、建物の倒壊や焼失、ライフラインの途絶及び食料の販売機構等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがあります。このため、市民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施するものとします。

食料の確保及び供給の直接の実施は、市が行いますが、市において実施できないときは、県若しくは隣接市町等が応援または協力して実施するものとします。また、被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食料等の相互応援を円滑に行うことが重要です。なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮します。

■主な実施担当　　総務班 ・ 農林水産班 ・ 商工班 ・ 管理班
■防災関係機関等　中国四国農政局島根農政事務所 ・ 地区トラック協会
日本赤十字社島根県支部 ・ その他防災関係機関

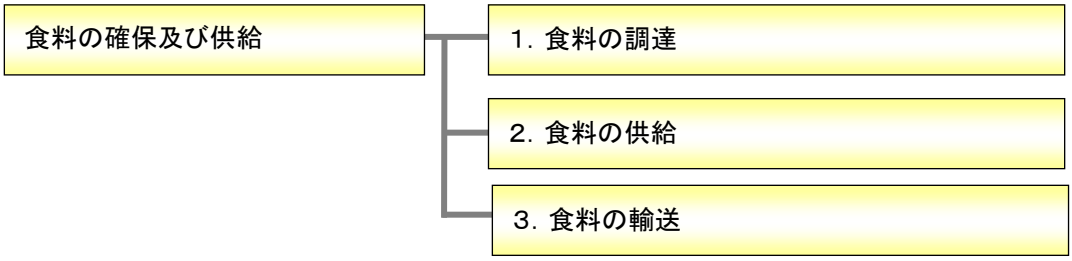

1．食料の調達

（１）米穀の調達

第 2 編第 2 章第 18 節「食料の確保及び供給」を参照。

（２）その他の食品等の調達

第 2 編第 2 章第 18 節「食料の確保及び供給」を参照。

2．食料の供給

（１）供給対象者

第 2 編第 2 章第 18 節「食料の確保及び供給」を参照。

（２）市における食料供給の手段・方法

第 2 編第 2 章第 18 節「食料の確保及び供給」を参照。

（３）給食基準

第 2 編第 2 章第 18 節「食料の確保及び供給」を参照。

３．食料の輸送

（１）県及び市による輸送

第 2 編第 2 章第 18 節「食料の確保及び供給」を参照。

（２）自衛隊等への輸送要請

第 2 編第 2 章第 18 節「食料の確保及び供給」を参照。

（３）輸送方法等

第 2 編第 2 章第 18 節「食料の確保及び供給」を参照。

（４）食料集積地の指定及び管理

第 2 編第 2 章第 18 節「食料の確保及び供給」を参照。

第19節　飲料水等の供給

地震災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等などの確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となります。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想されます。このため、原則として市は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水します。

ただし、市において実施できないときは、他の市町村等に協力を要請することとします。指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要があります。

■主な実施担当　　上下水道班 ・ 衛生班 ・ 援護班 ・ 人事班
■防災関係機関等　県（防災部、健康福祉部、環境生活部）・ その他防災関係機関

飲料水等の供給 ― １．給水の実施

１．給水の実施

市及び水道課は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市町または県に速やかに応援を要請する。

（１）情報の収集

第 2 編第 2 章第 19 節「飲料水等の供給」を参照。

（２）給水活動

第 2 編第 2 章第 19 節「飲料水等の供給」を参照。

（３）災害救助法に基づく措置

第 2 編第 2 章第 19 節「飲料水等の供給」を参照。

第20節　生活必需品等の供給

地震災害時には、住居の倒壊・焼失等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となります。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときにおいては、防寒具や布団等の早急な給与が必要となります。

このため、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与または貸与します。生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市が行います。ただし、市において確保等が困難なときは、県または関係機関等が協力して実施します。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮します。

■主な実施担当　　管理班　・　商工班　・　援護班

生活必需品等の供給
- １．生活必需品等の確保
- ２．生活必需品等の給与
- ３．生活必需品等の輸送

１．生活必需品等の確保

第 2 編第 2 章第 20 節「生活必需品等の供給」を参照。

２．生活必需品等の給与

（１）配布基準

第 2 編第 2 章第 20 節「生活必需品等の供給」を参照。

（２）市

第 2 編第 2 章第 20 節「生活必需品等の供給」を参照。

（３）日本赤十字社島根県支部

第 2 編第 2 章第 20 節「生活必需品等の供給」を参照。

（４）陸上自衛隊

第 2 編第 2 章第 20 節「生活必需品等の供給」を参照。

（５）その他の防災機関

第 2 編第 2 章第 20 節「生活必需品等の供給」を参照。

３．生活必需品等の輸送

（１）市及び県による輸送

第 2 編第 2 章第 20 節「生活必需品等の供給」を参照。

（２）自衛隊への輸送要請

第 2 編第 2 章第 20 節「生活必需品等の供給」を参照。

（３）輸送方法等

第 2 編第 2 章第 20 節「生活必需品等の供給」を参照。

（４）物資集積地の指定及び管理

第 2 編第 2 章第 20 節「生活必需品等の供給」を参照。

第21節　災害ボランティアの受入れ、支援

大規模地震災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入れ体制を確立し、活動を支援します。

■主な実施担当　　援護班
■防災関係機関等　日本赤十字社島根県支部　・　社会福祉協議会

災害ボランティアの受入れ、支援
- 1. 災害ボランティアの受入れ、支援
- 2. 海外からの応援の受入れ

１．災害ボランティアの受入れ、支援

（１）災害救援ボランティアセンターの開設

第 2 編第 2 章第 21 節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

（２）被災地におけるボランティア支援

第 2 編第 2 章第 21 節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

（３）県による支援

第 2 編第 2 章第 21 節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

２．海外からの応援の受入れ

第 2 編第 2 章第 21 節「災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

第22節　文教対策

市及び学校管理者は、災害発生時に保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設において、乳幼児、児童生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施します。

■主な実施担当　　教育班 ・ 援護班
■防災関係機関等　島根県教育庁 ・ 各学校 ・ 各保育所

文教対策
- 1. 児童等の安全確保・施設被害状況確認
- 2. 応急対策の実施
- 3. 応急教育の実施
- 4. 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置
- 5. 文化財の保護

１．児童等の安全確保・施設被害状況確認

（１）最優先課題

地震・津波発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等など災害時に要配慮者となることが予想される子どもたちに対しては、避難所の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

（２）地震・津波発生時の対応

地震・津波発生時においては、揺れが収まった後、直ちに児童等の安全を確認するとともに、当面児童等がとるべき行動の指示を行う。特に津波が発生するおそれがある場合には、直ちに高台へ避難させ、安全を確保する。休憩時間や放課後等にあっては、児童等にとるべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努めること。

（３）児童等の保護者への引き渡し

第 2 編第 2 章第 22 節「文教対策」を参照。

２．応急対策の実施

（１）災害時の対応

市及び県は、必要に応じて所管する保育所・学校等と連絡をとり、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携をとり、各学校に必要な応急対策を講ずるものとする。

ア　保育所長・校長は児童等・施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与え、子育て支援課・教育委員会と連絡をとり、迅速な応急対策がとられるように努める。保育所長・校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。なお、子育て支援課・教育委員会への報告は、早さを旨とし、報告できるものから逐次行う。

イ　被害の状況により施設内の危険箇所については立ち入りを禁止するなどし、二次災害の防止に努める。施設の危険性判定を的確に行うため、子育て支援課・教育委員会を通じて、建築技師などの派遣を要請する。

ウ　校長は施設の情況、通学路の情況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ、臨時休校、下校措置等をとる。

エ　保育所・学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力し、運営に当たる。例えば、必要に応じて学校防災本部内に指定避難所支援班を設置して業務に当たる。

オ　校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

３．応急教育の実施

（１）災害時の対応

第 2 編第 2 章第 22 節「文教対策」を参照。

４．学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

（１）基本事項

ア　学用品の給与の対象

地震・津波により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼または床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む)、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、市長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

イ　給与の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）については 1 か月以内、文房具及び通学用品については 15 日以内とする。

（２）給与の実施

第 2 編第 2 章第 22 節「文教対策」を参照。

（３）授業料等の減免措置

第 2 編第 2 章第 22 節「文教対策」を参照。

５．文化財の保護

（１）文化財の応急措置

第 2 編第 2 章第 22 節「文教対策」を参照。

第23節　廃棄物等の処理

震災の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

■主な実施担当　　土木･建設班 ・ 農林水産班 ・ 衛生班 ・ 援護班 ・ 総務班
■防災関係機関等　貨物自動車運送事業者 ・ 島根県環境生活部 ・ 江津市建設業協会

廃棄物等の処理
- 1. 廃棄物処理
- 2. し尿処理
- 3. 応援協力体制の確保
- 4. 廃棄物処理施設機能の復旧
- 5. 産業廃棄物の処理

１．廃棄物処理

（１）災害廃棄物の発生量

ア　災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋からの瓦礫類、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損物等が考えられる。

イ　震災により発生する廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。

ウ　発生量を把握するため、市は事前にトラック等における瓦礫等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する必要がある。（積載量については、例えば「4ｔ車輌には、廃木材６㎥、土砂類３㎥、10ｔ車両にはコンクリート塊５㎥、土砂類７㎥の積載とする」）

（２）応援体制の確保

被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

（３）処理対策

ア　生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗の大きい廃棄物が収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬ができるようにその収集運搬体制の確立を図る。

イ　災害廃棄物の仮置き

（ア）震災により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等であるが、一時期の最終処分場への大量搬送は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

（イ）災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。

（ウ）仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

（エ）仮置場の選定に当たっては、以下の基準とする。

①環境衛生に支障が生じないこと。

②搬入に便利なこと。

③分別等適正処理の対応ができること。

ウ　倒壊家屋からの瓦礫類等

倒壊家屋からの瓦礫類、焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入する。しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市が処理を行うものとする。

また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

エ　災害廃棄物の処分

（ア）災害廃棄物については、原則として市の最終処分場で処理する。

（イ）最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市が県と協議のうえ代替措置を講ずる。

２．し尿処理

（１）作業体制の確保

第 2 編第 2 章第 23 節「廃棄物等の処理」を参照。

（２）し尿処理量の推定

第 2 編第 2 章第 23 節「廃棄物等の処理」を参照。

（３）処理対策

ア　倒壊家屋等

倒壊家屋や焼失家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

また、被災により使用不能となった便槽に貯留されているし尿についても同様に収集を行う。

イ　指定避難所等

指定避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

ウ　水洗トイレ

水洗トイレを使用している世帯や団地において、震災により水洗トイレが使用不能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

３．応援協力体制の確保

第 2 編第 2 章第 23 節「廃棄物等の処理」を参照。

４．廃棄物処理施設機能の復旧

第 2 編第 2 章第 23 節「廃棄物等の処理」を参照。

５．産業廃棄物の処理

第 2 編第 2 章第 23 節「廃棄物等の処理」を参照。

第24節　防疫・保健衛生、環境衛生対策

地震災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図ります。

■主な実施担当　　衛生班　・　援護班
■防災関係機関等　島根県医師会　・　医療関係機関　・　浜田保健所
その他防災関係機関

防疫・保健衛生、環境衛生対策
- １. 防疫活動
- ２. 保健活動
- ３. 精神保健活動
- ４. 食品衛生指導
- ５. 環境衛生対策
- ６. 動物愛護管理対策

１．防疫活動

（１）防疫活動組織

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

（２）防疫活動内容

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

２．保健活動

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

３．精神保健活動

（１）ＤＰＡＴの編成

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

（２）精神保健活動内容

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

（３）精神保健の対象者

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

（４）精神保健活動実施者

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

４．食品衛生指導

（１）食品衛生指導班の編成及び派遣

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

（２）食品衛生指導班の指揮及び活動

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

５．環境衛生対策

（１）環境衛生指導班の編成

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

（２）県の環境衛生指導班の活動内容

第 2 編第 2 章第 24 節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」を参照。

６．動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受け入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。

また、市は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第25節　遺体の捜索、処置及び埋・火葬

地震災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施します。

■主な実施担当　　総務班 ・ 衛生班 ・ 援護班
■防災関係機関等　島根県健康福祉部 ・ 江津警察署 ・ 消防本部 ・ 医療機関
その他島根県医師会

遺体の捜索、処置及び埋・火葬
- 1. 遺体の捜索
- 2. 遺体の処理
- 3. 遺体の埋・火葬

１．遺体の捜索

第 2 編第 2 章第 25 節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

２．死体の処理

（１）遺体の搬送

第 2 編第 2 章第 25 節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

（２）遺体収容所（安置所）の設営及び死体の収容

第 2 編第 2 章第 25 節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

（３）遺体の検視

第 2 編第 2 章第 25 節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

３．遺体の埋・火葬

（１）広域的な火葬の実施

第 2 編第 2 章第 25 節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

（２）埋・火葬実施基準

第 2 編第 2 章第 25 節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」を参照。

第26節　住宅確保及び応急対策

住宅が地震による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、または応急住宅の提供を行います。

なお、被災地域の範囲や被災建築物の種別、被害の程度及び災害救助法の適用の有無等によって、適切な応急対策を図ります。

■主な実施担当　　土木･建設班　・　総務班

■防災関係機関等　浜田県土整備事務所　・　島根県健康福祉部

- 住宅確保及び応急対策
  - 1. 応急住宅の提供
  - 2. 被災住宅の応急修理
  - 3. 住宅関係障害物除去

１．応急住宅の提供

（１）方針

第 2 編第 2 章第 26 節「住宅確保及び応急対策」を参照。

（２）公的住宅の提供

第 2 編第 2 章第 26 節「住宅確保及び応急対策」を参照。

（３）応急仮設住宅の建設

第 2 編第 2 章第 26 節「住宅確保及び応急対策」を参照。

２．被災住宅の応急修理

（１）方針

第 2 編第 2 章第 26 節「住宅確保及び応急対策」を参照。

（２）実施内容

第 2 編第 2 章第 26 節「住宅確保及び応急対策」を参照。

３．住宅関係障害物除去

第 2 編第 2 章第 26 節「住宅確保及び応急対策」を参照。

第27節　農林漁業関係被害の拡大防止

地震災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されます。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施します。

また、農林水産業は、自然環境や気象によって大きな影響を被りやすく、風水害・震災以外にも雪害、霜害、干害など多様な災害の発生が考えられます。これらの各種災害に対しても考慮し、関係機関と連携して、的確な対応策を講じます。

■主な実施担当　　農林水産班

■防災関係機関等　島根県農業協同組合
浜田水産事務所　・　西部農林振興センター
(有)ふるさと支援センターめぐみ　・　川本家畜保健衛生所
江津漁業協同組合　・　江川漁業協同組合　・　江津市森林組合
邑智郡森林組合

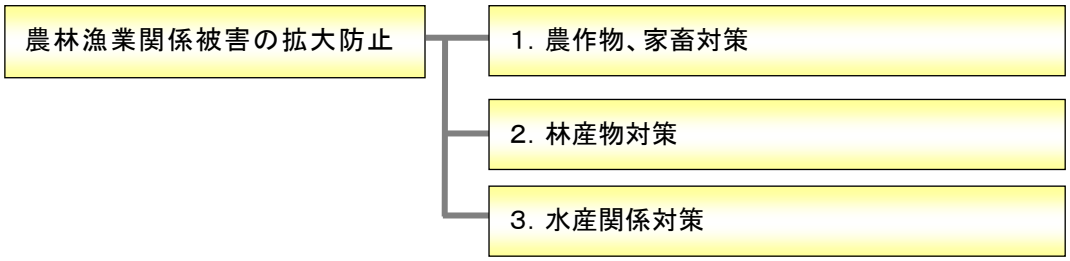

1．農作物、家畜対策

（１）農作物対策

第２編第２章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

（２）家畜対策

第２編第２章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

2．林産物対策

（１）被害状況の把握

第２編第２章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

（２）災害対策技術者指導

第２編第２章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

（３）風倒木の処理指導

第２編第２章第27節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

（４）森林病害虫等の防除

第 2 編第 2 章第 27 節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

（５）凍霜害防除

第 2 編第 2 章第 27 節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

３．水産関係対策

第 2 編第 2 章第 27 節「農林漁業関係被害の拡大防止」を参照。

第28節　帰宅困難者対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがあります。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もあります。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施します。

■主な実施担当　　総務班 ・ 情報班 ・ 救護班 ・ 教育班
■防災関係機関等　西日本旅客鉄道㈱　その他防災関係機関

帰宅困難者対策
- 1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ
- 2. 企業、学校など関係機関における施設内待機
- 3. 大規模集客施設や駅等における施設内待機
- 4. 帰宅困難者等の把握と情報提供
- 5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導
- 6. 徒歩帰宅支援
- 7. 駅等における利用者保護

○　帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

１．一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市は、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ＳＮＳなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

２．企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

３．駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

４．帰宅困難者等の把握と情報提供

（１）帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通って徒歩により市内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

（２）帰宅困難者等への情報提供

市は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、ＳＮＳ、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

５．一時滞在施設の開設及び施設への誘導

（１）一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

（２）一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

（３）一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

６．徒歩帰宅支援

（１）災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

市は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し支援の要請を行う。

（２）徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、市は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、ＳＮＳ、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

７．帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、市は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第3章　災害復旧・復興計画

第1節　災害復旧･復興

震災復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の現状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施します。

震災復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進します。

■主な実施担当　　総務班 ・ 土木･建設班 ・ 農林水産班 ・ 上下水道班

■防災関係機関等　浜田県土整備事務所 ・ 西部農林振興センター ・
その他防災関係機関

災害復旧･復興
- 1. 災害復旧事業計画の作成
- 2. 災害復旧事業の実施
- 3. 復興計画の作成

1．災害復旧事業計画の作成

（１）事業計画の作成方針の検討

第２編第３章第１節「災害復旧・復興」を参照。

（２）支援体制

第２編第３章第１節「災害復旧・復興」を参照。

2．災害復旧事業の実施

（１）公共施設の復旧等

第２編第３章第１節「災害復旧・復興」を参照。

（２）災害復旧事業計画

第２編第３章第１節「災害復旧・復興」を参照。

3．復興計画の作成

（１）震災復興計画の作成

第２編第３章第１節「災害復旧・復興」を参照。

（２）防災まちづくり

第２編第３章第１節「災害復旧・復興」を参照。

第2節　生活再建等支援対策の実施

地震災害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講じます。

■主な実施担当　総務班 ・ 人事班 ・ 情報班 ・ 管理班 ・ 教育班 ・ 農林水産班
商工班 ・ 土木・建設班

■防災関係機関等　県 ・ 住宅金融公庫 ・ 社会福祉協議会 ・ 郵便局
西日本電信電話㈱ ・ その他防災関係機関

生活再建等支援対策の実施
- 1. 被災者の生活相談
- 2. 雇用機会の確保（職業あっせん等の支援）
- 3. 義援金、義援品の受付、配分
- 4. 生活資金及び事業資金の融資
- 5. 郵便等の支援措置
- 6. 税等の徴収猶予、減免
- 7. 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給
- 8. 被災者生活再建支援法に基づく支援
- 9. 被災者の被災状況の把握

１．被災者の生活相談

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

２．雇用機会の確保（職業あっせん等の支援）

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

３．義援金、義援品の受付、配分

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（１）義援金等の受付、配分

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（２）義援品の受付、配分

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

４．生活資金及び事業資金の融資

（１）被災者個人への融資

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（２）被災中小企業への融資

県は、地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。市は、県の担当部局と調整の上、適宜、対象者に対しての指導・斡旋を行う。

ア　県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行う。

イ　日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。

ウ　高度化資金借主及び設備貸与借主に対し、貸付金（貸与料）の償還免除(対象物が滅失したとき)、あるいは、償還期間の延長を行うよう(公財)島根産業振興財団に指示する。

エ　高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行う。

オ　金融機関、商工団体及び信用保証協会に対し、貸付手続きの迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

（３）被災農林水産業関係者への融資

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

５．郵便等の支援措置

（１）郵便関係

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（２）為替貯金関係

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（３）簡易保険関係

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（４）災害寄付金の料金免除の取扱

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

６．税等の徴収猶予、減免

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（１）国税の徴収猶予及び減免

第２編第３章第２節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（２）国民健康保険料の徴収猶予及び減免

第 2 編第 3 章第 2 節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（３）老人医療対象者に係る一部負担金の減免

第 2 編第 3 章第 2 節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（４）国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

第 2 編第 3 章第 2 節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（５）福祉施設の費用負担の減免

第 2 編第 3 章第 2 節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

７．災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

第 2 編第 3 章第 2 節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

８．被災者生活再建支援法に基づく支援

第 2 編第 3 章第 2 節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（１）対象災害及び被災世帯

ア　対象災害

法の対象となる災害のうち、震災関連の自然災害は、地震及び地震に伴う津波等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

以下、第 2 編第 3 章第 2 節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（２）支援金の支給

第 2 編第 3 章第 2 節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

（３）県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

第 2 編第 3 章第 2 節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

９．被災者の被災状況の把握

第 2 編第 3 章第 2 節「生活再建等支援対策の実施」を参照。

第3節　激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の財政措置について定めています。

市に、大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要です。そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早朝に激甚の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めます。

［関係法令］ア　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 97 条～第 98 条
イ　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）

■主な実施担当　総務班 ・ 人事班 ・ 情報班 ・ 管理班 ・ 教育班 ・ 農林水産班
商工班 ・ 土木･建設班

■防災関係機関等　県 ・ 指定公共機関 ・ 指定行政機関 ・ 浜田県土整備事務所

激甚災害の指定
- 1. 激甚災害指定手続
- 2. 激甚災害指定基準
- 3. 局地激甚災害指定基準
- 4. 特別財政援助等の申請手続等
- 5. 激甚法に定める事業及び県関係部局

1．激甚災害指定手続

第 2 編第 3 章第 3 節「激甚災害の指定」を参照。

2．激甚災害指定基準

第 2 編第 3 章第 3 節「激甚災害の指定」を参照。

3．局地激甚災害指定基準

第 2 編第 3 章第 3 節「激甚災害の指定」を参照。

4．特別財政援助等の申請手続等

第 2 編第 3 章第 3 節「激甚災害の指定」を参照。

5．激甚法に定める事業及び県関係部局

第 2 編第 3 章第 3 節「激甚災害の指定」を参照。